

令和 2 年度 後期高齢者医療制度運営状況資料

- P 1 1. 市町村別被保険者数の推移
- P 2 2. 市町村別被保険者の内訳及び異動状況
- P 5 3. 保険料賦課の状況（令和 3 年 5 月末現在）
- P 6 4. 保険料賦課の状況（市町村別）
- P 8 5. 保険料収納の状況（令和 3 年 5 月末現在）
- P 9 6. 保険料収納の状況（市町村別）
- P 10 7. 短期被保険者証の交付状況
- P 11 8. 傷病手当金の支給状況
- P 11 9. 減免申請の状況
- P 14 10. 審査請求（不服申立）の状況
- P 15 11. 市町村別保険給付費
- P 18 12. 療養給付費等の動向
- P 19 13. 健康診査実績
- P 21 14. 歯周疾患検診実績
- P 21 15. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実績

1. 市町村別被保険者数の推移

(単位:人)

市町村	令和2年												令和3年			合計	1か月 平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
	山形市	38,405	38,397	38,392	38,387	38,394	38,403	38,396	38,318	38,228	38,259	38,233	38,208	460,020	38,335		
米沢市	13,594	13,611	13,608	13,600	13,578	13,572	13,524	13,504	13,465	13,448	13,440	13,441	162,385	13,532			
鶴岡市	23,559	23,558	23,526	23,515	23,494	23,481	23,451	23,377	23,286	23,251	23,252	23,280	281,030	23,419			
酒田市	18,929	18,922	18,921	18,925	18,930	18,941	18,897	18,844	18,778	18,761	18,743	18,739	226,330	18,861			
新庄市	6,012	6,003	5,985	5,983	5,979	5,978	5,975	5,969	5,938	5,926	5,912	5,909	71,569	5,964			
寒河江市	7,006	6,995	6,987	6,984	6,983	6,988	6,983	6,957	6,938	6,922	6,904	6,893	83,540	6,962			
上山市	6,188	6,168	6,160	6,148	6,151	6,153	6,148	6,141	6,131	6,133	6,119	6,109	73,749	6,146			
村山市	5,088	5,073	5,065	5,061	5,054	5,052	5,021	4,995	4,982	4,958	4,935	4,935	60,219	5,018			
長井市	5,167	5,141	5,123	5,118	5,118	5,125	5,104	5,094	5,075	5,060	5,045	5,049	61,219	5,102			
天童市	9,425	9,415	9,412	9,412	9,421	9,414	9,400	9,387	9,372	9,356	9,361	9,347	112,722	9,394			
東根市	7,128	7,114	7,122	7,119	7,115	7,101	7,097	7,085	7,067	7,079	7,071	7,052	85,150	7,096			
尾花沢市	3,477	3,475	3,465	3,466	3,451	3,444	3,429	3,412	3,391	3,388	3,387	3,374	41,159	3,430			
南陽市	5,591	5,579	5,564	5,568	5,563	5,544	5,536	5,529	5,524	5,514	5,512	5,494	66,518	5,543			
山辺町	2,445	2,447	2,448	2,449	2,443	2,441	2,440	2,429	2,419	2,419	2,416	2,403	29,199	2,433			
中山町	2,045	2,045	2,044	2,047	2,049	2,051	2,046	2,033	2,022	2,023	2,023	2,030	24,458	2,038			
河北町	3,635	3,639	3,635	3,630	3,627	3,631	3,608	3,597	3,572	3,560	3,549	3,547	43,230	3,603			
西川町	1,335	1,330	1,325	1,322	1,320	1,320	1,316	1,304	1,295	1,291	1,283	1,275	15,716	1,310			
朝日町	1,689	1,689	1,688	1,682	1,678	1,681	1,677	1,671	1,661	1,661	1,653	1,637	20,067	1,672			
大江町	1,675	1,671	1,668	1,667	1,661	1,662	1,662	1,661	1,660	1,652	1,641	1,644	19,924	1,660			
大石田町	1,416	1,412	1,412	1,415	1,414	1,419	1,411	1,402	1,395	1,390	1,380	1,383	16,849	1,404			
金山町	1,016	1,019	1,013	1,016	1,011	1,009	1,004	997	995	998	994	988	12,060	1,005			
最上町	1,702	1,695	1,691	1,682	1,681	1,676	1,667	1,659	1,647	1,637	1,635	1,629	20,001	1,667			
舟形町	1,177	1,175	1,167	1,163	1,162	1,161	1,151	1,148	1,144	1,144	1,138	1,131	13,861	1,155			
真室川町	1,630	1,625	1,621	1,618	1,609	1,602	1,590	1,584	1,578	1,580	1,579	1,570	19,186	1,599			
大蔵村	669	670	672	672	669	665	666	662	656	658	655	652	7,966	664			
鮭川村	846	843	841	844	843	838	838	831	827	826	828	833	10,038	837			
戸沢村	953	953	947	943	942	942	938	936	931	927	928	925	11,265	939			
高島町	4,030	4,027	4,014	4,005	3,993	3,988	3,972	3,962	3,942	3,923	3,906	3,889	47,651	3,971			
川西町	3,004	3,006	2,997	2,991	2,994	2,991	2,989	2,973	2,954	2,948	2,936	2,918	35,701	2,975			
小国町	1,707	1,703	1,707	1,702	1,694	1,688	1,683	1,678	1,675	1,678	1,680	1,672	20,267	1,689			
白鷹町	2,688	2,689	2,680	2,672	2,666	2,663	2,658	2,654	2,637	2,623	2,617	2,614	31,861	2,655			
飯豊町	1,383	1,377	1,373	1,369	1,364	1,366	1,362	1,353	1,346	1,336	1,336	1,327	16,292	1,358			
三川町	1,267	1,266	1,265	1,266	1,262	1,258	1,256	1,252	1,249	1,243	1,244	1,232	15,060	1,255			
庄内町	4,184	4,180	4,178	4,165	4,159	4,150	4,133	4,100	4,083	4,063	4,048	4,035	49,478	4,123			
遊佐町	2,989	2,989	2,984	2,986	2,978	2,978	2,965	2,958	2,943	2,941	2,941	2,937	35,589	2,966			
合計	193,054	192,901	192,700	192,592	192,450	192,376	191,993	191,456	190,806	190,576	190,324	190,101	2,301,329	191,777			

◆各月末現在の人数

2. 市町村別被保険者の内訳及び異動状況

(単位:人、%)

市町村名	被保険者										
	全体	障害認定者 (再掲)		被用者保険 元被扶養者 (再掲)		現役並み所得者 (再掲)		低所得者(再掲)			
		年度末	人数	割合	人数	割合	人数	割合	低 I		低 II
								人数	割合	人数	割合
山形市	38,208	804	2.1	346	0.9	2,275	6.0	4,744	12.4	8,640	22.6
米沢市	13,441	378	2.8	207	1.5	451	3.4	1,504	11.2	3,187	23.7
鶴岡市	23,280	597	2.6	306	1.3	650	2.8	2,751	11.8	5,055	21.7
酒田市	18,739	328	1.8	175	0.9	573	3.1	2,383	12.7	4,463	23.8
新庄市	5,909	201	3.4	109	1.8	211	3.6	852	14.4	1,112	18.8
寒河江市	6,893	182	2.6	87	1.3	272	3.9	596	8.6	1,359	19.7
上山市	6,109	134	2.2	69	1.1	168	2.8	622	10.2	1,381	22.6
村山市	4,935	65	1.3	54	1.1	136	2.8	469	9.5	1,109	22.5
長井市	5,049	150	3.0	95	1.9	184	3.6	529	10.5	1,038	20.6
天童市	9,347	135	1.4	110	1.2	431	4.6	771	8.2	1,669	17.9
東根市	7,052	139	2.0	86	1.2	250	3.5	755	10.7	1,281	18.2
尾花沢市	3,374	87	2.6	55	1.6	74	2.2	450	13.3	710	21.0
南陽市	5,494	140	2.5	109	2.0	164	3.0	595	10.8	1,124	20.5
山辺町	2,403	46	1.9	50	2.1	80	3.3	196	8.2	538	22.4
中山町	2,030	37	1.8	26	1.3	65	3.2	152	7.5	426	21.0
河北町	3,547	118	3.3	41	1.2	120	3.4	287	8.1	641	18.1
西川町	1,275	14	1.1	11	0.9	28	2.2	106	8.3	325	25.5
朝日町	1,637	48	2.9	10	0.6	34	2.1	207	12.6	458	28.0
大江町	1,644	38	2.3	26	1.6	31	1.9	192	11.7	375	22.8
大石田町	1,383	34	2.5	29	2.1	23	1.7	154	11.1	301	21.8
金山町	988	22	2.2	14	1.4	11	1.1	111	11.2	170	17.2
最上町	1,629	4	0.2	27	1.7	23	1.4	205	12.6	329	20.2
舟形町	1,131	52	4.6	17	1.5	10	0.9	190	16.8	236	20.9
真室川町	1,570	41	2.6	32	2.0	27	1.7	253	16.1	317	20.2
大蔵村	652	5	0.8	12	1.8	10	1.5	97	14.9	124	19.0
鮭川村	833	23	2.8	18	2.2	22	2.6	116	13.9	147	17.6
戸沢村	925	35	3.8	21	2.3	7	0.8	158	17.1	173	18.7
高畠町	3,889	84	2.2	70	1.8	89	2.3	317	8.2	743	19.1
川西町	2,918	123	4.2	40	1.4	49	1.7	275	9.4	582	19.9
小国町	1,672	18	1.1	20	1.2	24	1.4	206	12.3	412	24.6
白鷹町	2,614	47	1.8	39	1.5	51	2.0	217	8.3	609	23.3
飯豊町	1,327	21	1.6	22	1.7	24	1.8	141	10.6	291	21.9
三川町	1,232	26	2.1	13	1.1	41	3.3	104	8.4	251	20.4
庄内町	4,035	80	2.0	50	1.2	63	1.6	281	7.0	840	20.8
遊佐町	2,937	100	3.4	41	1.4	45	1.5	333	11.3	690	23.5
計	190,101	4,356	2.3	2,437	1.3	6,716	3.5	21,319	11.2	41,106	21.6
前年計	193,178	4,395	2.3	2,952	1.5	6,742	3.5	21,797	11.3	40,590	21.0

年度末の被保険者数は前年度末より3,077人減少している。

(資格取得事由別)

(単位:人、%)

市町村名	被保険者								
	資格取得事由								
	年齢到達		転入		生保廃止		その他 (障害認定等)		計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
山形市	2,075	91.0	53	2.3	18	0.8	133	5.8	2,279
米沢市	649	87.2	25	3.4	16	2.2	54	7.3	744
鶴岡市	1,116	89.9	21	1.7	17	1.4	87	7.0	1,241
酒田市	1,011	93.5	18	1.7	12	1.1	40	3.7	1,081
新庄市	309	86.6	9	2.5	8	2.2	31	8.7	357
寒河江市	323	91.2	5	1.4	0	0.0	26	7.3	354
上山市	281	91.8	6	2.0	7	2.3	12	3.9	306
村山市	206	93.6	4	1.8	2	0.9	8	3.6	220
長井市	221	87.4	7	2.8	6	2.4	19	7.5	253
天童市	508	91.2	13	2.3	4	0.7	32	5.7	557
東根市	353	90.5	11	2.8	4	1.0	22	5.6	390
尾花沢市	132	89.8	0	0.0	0	0.0	15	10.2	147
南陽市	262	92.3	4	1.4	4	1.4	14	4.9	284
山辺町	132	89.8	3	2.0	0	0.0	12	8.2	147
中山町	104	89.7	1	0.9	0	0.0	11	9.5	116
河北町	169	95.5	0	0.0	0	0.0	8	4.5	177
西川町	42	93.3	2	4.4	0	0.0	1	2.2	45
朝日町	53	85.5	1	1.6	3	4.8	5	8.1	62
大江町	77	88.5	1	1.1	2	2.3	7	8.0	87
大石田町	68	90.7	0	0.0	1	1.3	6	8.0	75
金山町	48	94.1	2	3.9	0	0.0	1	2.0	51
最上町	54	90.0	2	3.3	4	6.7	0	0.0	60
舟形町	27	69.2	1	2.6	2	5.1	9	23.1	39
真室川町	54	81.8	3	4.5	5	7.6	4	6.1	66
大蔵村	27	90.0	0	0.0	0	0.0	3	10.0	30
鮭川村	37	90.2	0	0.0	1	2.4	3	7.3	41
戸沢村	34	82.9	0	0.0	2	4.9	5	12.2	41
高畠町	139	90.3	3	1.9	8	5.2	4	2.6	154
川西町	112	82.4	3	2.2	3	2.2	18	13.2	136
小国町	75	96.2	1	1.3	0	0.0	2	2.6	78
白鷹町	113	93.4	3	2.5	2	1.7	3	2.5	121
飯豊町	67	89.3	1	1.3	5	6.7	2	2.7	75
三川町	46	95.8	0	0.0	0	0.0	2	4.2	48
庄内町	150	89.8	1	0.6	3	1.8	13	7.8	167
遊佐町	129	88.4	2	1.4	4	2.7	11	7.5	146
計	9,203	90.4	206	2.0	143	1.4	623	6.1	10,175
前年計	12,005	91.4	216	1.6	152	1.2	759	5.8	13,132

資格取得者は前年度末より2,957人減少している。

(資格喪失事由別)

(単位:人、%)

市町村名	被保険者								
	資格喪失事由								
	死亡		転出		生保開始		その他 (障害認定取下等)		計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
山形市	2,322	93.0	57	2.3	99	4.0	19	0.8	2,497
米沢市	829	94.0	19	2.2	25	2.8	9	1.0	882
鶴岡市	1,397	93.1	27	1.8	70	4.7	7	0.5	1,501
酒田市	1,231	94.8	13	1.0	47	3.6	7	0.5	1,298
新庄市	418	93.1	9	2.0	16	3.6	6	1.3	449
寒河江市	462	96.7	9	1.9	1	0.2	6	1.3	478
上山市	365	96.1	6	1.6	7	1.8	2	0.5	380
村山市	348	98.3	2	0.6	0	0.0	4	1.1	354
長井市	370	96.9	8	2.1	2	0.5	2	0.5	382
天童市	603	93.3	12	1.9	17	2.6	14	2.2	646
東根市	451	96.2	9	1.9	6	1.3	3	0.6	469
尾花沢市	247	96.5	3	1.2	3	1.2	3	1.2	256
南陽市	355	96.7	6	1.6	5	1.4	1	0.3	367
山辺町	176	95.1	7	3.8	0	0.0	2	1.1	185
中山町	127	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	127
河北町	240	99.2	0	0.0	0	0.0	2	0.8	242
西川町	108	99.1	1	0.9	0	0.0	0	0.0	109
朝日町	113	99.1	0	0.0	0	0.0	1	0.9	114
大江町	143	96.6	2	1.4	2	1.4	1	0.7	148
大石田町	105	93.8	4	3.6	1	0.9	2	1.8	112
金山町	75	98.7	0	0.0	1	1.3	0	0.0	76
最上町	126	96.9	1	0.8	3	2.3	0	0.0	130
舟形町	87	95.6	3	3.3	0	0.0	1	1.1	91
真室川町	126	94.0	3	2.2	3	2.2	2	1.5	134
大蔵村	49	98.0	1	2.0	0	0.0	0	0.0	50
鮭川村	63	98.4	1	1.6	0	0.0	0	0.0	64
戸沢村	68	94.4	0	0.0	4	5.6	0	0.0	72
高畠町	259	92.2	4	1.4	15	5.3	3	1.1	281
川西町	199	95.7	4	1.9	3	1.4	2	1.0	208
小国町	103	95.4	2	1.9	1	0.9	2	1.9	108
白鷹町	200	97.1	2	1.0	3	1.5	1	0.5	206
飯豊町	136	93.8	1	0.7	7	4.8	1	0.7	145
三川町	100	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	100
庄内町	281	96.2	7	2.4	3	1.0	1	0.3	292
遊佐町	199	93.0	7	3.3	7	3.3	1	0.5	214
計	12,481	94.8	230	1.7	351	2.7	105	0.8	13,167
前年計	12,625	93.6	324	2.4	416	3.1	126	0.9	13,491

資格喪失者は前年度末より324人減少している。

3. 保険料賦課の状況（令和3年5月末現在）

【保険料】

（単位：千円）

項目	平成31年度 (a)		令和2年度 (b)		増減(c) (b) - (a)	前年比 増減率 (c)/(a) ×100
		賦課総額に 占める比率		賦課総額に 占める比率		
賦課総額 (A)	13,811,865	100.0%	14,450,507	100.0%	638,641	4.62%
所得割賦課額	5,348,225	38.7%	5,717,412	39.6%	369,188	6.90%
均等割賦課額	8,463,641	61.3%	8,733,094	60.4%	269,454	3.18%
一人当たり賦課額(円) (A)/(D)	67,071	—	71,317	—	4	6.33%
軽減額合計 (B)	3,623,355	26.2%	3,457,874	23.9%	▲ 165,482	▲ 4.57%
均等割軽減額 (①+②+③+④+⑤)	3,623,355	26.2%	3,457,874	23.9%	▲ 165,482	▲ 4.57%
① 被扶養者分	636,992	4.6%	579,121	4.0%	▲ 57,872	▲ 9.09%
② 8割軽減⇒7割軽減	893,251	6.5%	791,118	5.5%	▲ 102,133	▲ 11.43%
③ 8.5割軽減 ⇒7.75割軽減	1,457,768	10.6%	1,400,220	9.7%	▲ 57,547	▲ 3.95%
④ 5割軽減	493,590	3.6%	536,832	3.7%	43,242	8.76%
⑤ 2割軽減	141,754	1.0%	150,583	1.0%	8,829	6.23%
年間保険料 [軽減後賦課総額] (A)-(B)	10,188,510	73.8%	10,992,633	76.1%	804,123	7.89%
月割減額 (C)	670,456	4.9%	616,990	4.3%	▲ 53,466	▲ 7.97%
決定保険料額 (A)-(B)-(C)	9,518,054	68.9%	10,375,643	71.8%	857,589	9.01%

※「所得割賦課額」は「限度超過額（限度額62万円を越える金額）」相当分の賦課額を除く。

※「決定保険料額」は100円未満端数処理後の額であるため、本来「年間保険料」-「月割減額」の額とは一致しないが、上記数表では(A)-(B)-(C)の計算式に合わせるため「月割減額」で調整。

【被保険者数】

（単位：人）

項目	平成31年度 (a)		令和2年度 (b)		増減(c) (b) - (a)	前年比 増減率 (c)/(a) ×100
		賦課総額に 占める比率		賦課総額に 占める比率		
賦課対象者 (D)	205,928	100.0%	202,624	100.0%	▲ 3,304	▲ 1.60%
均等割軽減対象者 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	130,521	63.4%	129,905	64.1%	▲ 616	▲ 0.47%
⑥ 被扶養者分	20,362	9.9%	19,384	9.6%	▲ 978	▲ 4.80%
⑦ 8割軽減⇒7割軽減	27,167	13.2%	26,222	12.9%	▲ 945	▲ 3.48%
⑧ 8.5割軽減 ⇒7.75割軽減	41,728	20.3%	41,919	20.7%	191	0.46%
⑨ 5割軽減	24,019	11.7%	24,911	12.3%	892	3.71%
⑩ 2割軽減	17,245	8.4%	17,469	8.6%	224	1.30%

※各年度とも翌年5月末現在における実績値。

○⑥被扶養者及び⑦7割軽減を除く均等割軽減対象となる被保険者が増加している。

4. 保険料賦課の状況(市町村別)

(単位:円、%)

市町村名	対象者数	旧ただし書所得	所得割額 (軽減前)	所得割軽減			限度超過額	所得割額 (軽減後)	均等割額 (軽減前)	均等割軽減内訳				
				2割		7割				7.75割				
				人数	割合	軽減金額				人数	割合	軽減金額	人数	割合
山形市	40,483	24,022,498,262	2,085,144,733	0	0.0	0	322,429,343	1,762,715,390	5,458	13.5	164,667,860	7,201	17.8	240,535,003
米沢市	14,297	5,495,369,240	476,995,716	0	0.0	0	80,537,235	396,458,481	1,798	12.6	54,245,660	2,956	20.7	98,739,268
鶴岡市	24,727	8,233,395,929	714,655,049	0	0.0	0	88,115,593	626,539,456	3,455	14.0	104,237,350	5,498	22.2	183,649,694
酒田市	19,930	7,032,479,486	610,415,945	0	0.0	0	61,037,318	549,378,627	2,827	14.2	85,290,590	4,528	22.7	151,248,784
新庄市	6,340	2,305,231,843	200,093,190	0	0.0	0	26,051,282	174,041,908	1,069	16.9	32,251,730	1,174	18.5	39,215,122
寒河江市	7,349	2,788,743,549	242,061,801	0	0.0	0	33,568,173	208,493,628	784	10.7	23,653,280	1,483	20.2	49,536,649
上山市	6,481	2,040,584,003	177,121,695	0	0.0	0	15,563,193	161,558,502	779	12.0	23,502,430	1,366	21.1	45,628,498
村山市	5,281	1,503,922,078	130,539,781	0	0.0	0	15,993,933	114,545,848	611	11.6	18,433,870	1,233	23.3	41,185,899
長井市	5,413	1,960,654,735	170,184,030	0	0.0	0	28,813,521	141,370,509	595	11.0	17,951,150	1,130	20.9	37,745,390
天童市	9,945	4,365,925,748	378,960,623	0	0.0	0	42,165,233	336,795,390	1,127	11.3	34,001,590	1,765	17.7	58,956,295
東根市	7,486	2,909,644,168	252,555,961	0	0.0	0	35,844,273	216,711,688	967	12.9	29,174,390	1,427	19.1	47,666,081
尾花沢市	3,630	760,648,075	66,023,918	0	0.0	0	6,279,116	59,744,802	583	16.1	17,589,110	833	22.9	27,824,699
南陽市	5,866	2,461,911,112	213,693,075	0	0.0	0	76,567,290	137,125,785	772	13.2	23,291,240	1,139	19.4	38,046,017
山辺町	2,589	740,252,253	64,253,513	0	0.0	0	5,118,440	59,135,073	257	9.9	7,753,690	564	21.8	18,839,292
中山町	2,158	652,214,696	56,611,903	0	0.0	0	3,816,799	52,795,104	195	9.0	5,883,150	461	21.4	15,398,783
河北町	3,801	1,307,783,865	113,515,074	0	0.0	0	14,754,519	98,760,555	395	10.4	11,917,150	854	22.5	28,526,162
西川町	1,379	355,424,321	30,850,618	0	0.0	0	82,081	30,768,537	131	9.5	3,952,270	314	22.8	10,488,542
朝日町	1,752	314,040,104	27,258,498	0	0.0	0	695,181	26,563,317	220	12.6	6,637,400	522	29.8	17,436,366
大江町	1,754	428,045,281	37,154,087	0	0.0	0	2,471,263	34,682,824	196	11.2	5,913,320	388	22.1	12,960,364
大石田町	1,490	313,182,570	27,184,101	0	0.0	0	1,332,115	25,851,986	193	13.0	5,822,810	359	24.1	11,991,677
金山町	1,065	147,096,309	12,767,868	0	0.0	0	0	12,767,868	158	14.8	4,766,860	204	19.2	6,814,212
最上町	1,762	330,162,321	28,657,918	0	0.0	0	1,832,743	26,825,175	275	15.6	8,296,750	325	18.4	10,855,975
舟形町	1,216	192,763,564	16,731,758	0	0.0	0	79,860	16,651,898	212	17.4	6,396,040	211	17.4	7,048,033
真室川町	1,695	349,466,600	30,333,527	0	0.0	0	2,872,379	27,461,148	310	18.3	9,352,700	301	17.8	10,054,303
大蔵村	701	118,515,989	10,287,112	0	0.0	0	641,399	9,645,713	99	14.1	2,986,830	113	16.1	3,774,539
鮭川村	884	162,026,307	14,063,803	0	0.0	0	256,107	13,807,696	156	17.6	4,706,520	141	16.0	4,709,823
戸沢村	995	123,325,483	10,704,577	0	0.0	0	400,237	10,304,340	224	22.5	6,758,080	186	18.7	6,212,958
高島町	4,182	940,060,091	81,596,723	0	0.0	0	3,442,164	78,154,559	428	10.2	12,912,760	840	20.1	28,058,520
川西町	3,134	604,707,256	52,488,239	0	0.0	0	4,557,788	47,930,451	385	12.3	11,615,450	750	23.9	25,052,250
小国町	1,788	430,259,562	37,346,259	0	0.0	0	1,984,939	35,361,320	237	13.3	7,150,290	324	18.1	10,822,572
白鷹町	2,804	567,773,119	49,282,369	0	0.0	0	1,192,415	48,089,954	229	8.2	6,908,930	692	24.7	23,114,876
飯豊町	1,452	259,971,833	22,565,424	0	0.0	0	2,002,181	20,563,243	181	12.5	5,460,770	357	24.6	11,924,871
三川町	1,314	283,544,127	24,611,478	0	0.0	0	1,086,380	23,525,098	117	8.9	3,529,890	346	26.3	11,557,438
庄内町	4,349	949,047,531	82,376,747	0	0.0	0	3,945,413	78,431,334	403	9.3	12,158,510	1,116	25.7	37,277,748
遊佐町	3,132	634,319,659	55,058,554	0	0.0	0	1,203,345	53,855,209	396	12.6	11,947,320	818	26.1	27,323,654
計	202,624	76,084,991,069	6,604,145,667	0	0.0	0	886,733,251	5,717,412,416	26,222	12.9	791,117,740	41,919	20.7	1,400,220,357

(次ページに続く)

4. 保険料賦課の状況(市町村別)

(単位:円、%)

市町村名	均等割軽減内訳(続き)						均等割軽減計						年間保険料	月割減額	決定保険料額	
	5割			2割			人数	軽減金額	割合	人数	割合	軽減金額				
	人数	割合	軽減金額	人数	割合	軽減金額										
山形市	5,148	12.7	110,939,400	4,003	9.9	34,505,860	2,421	6.0	71,618,667	24,231	59.9	622,266,790	1,122,550,510	2,885,265,900	158,270,759	2,725,050,900
米沢市	2,091	14.6	45,061,050	1,219	8.5	10,507,780	1,372	9.6	40,709,343	9,436	66.0	249,263,101	366,937,599	763,396,080	42,617,002	720,078,700
鶴岡市	3,113	12.6	67,085,150	2,018	8.2	17,395,160	2,412	9.8	72,342,841	16,496	66.7	444,710,195	621,023,505	1,247,562,961	68,422,773	1,177,906,500
酒田市	2,777	13.9	59,844,350	1,848	9.3	15,929,760	1,737	8.7	52,169,709	13,717	68.8	364,483,193	494,499,807	1,043,878,434	57,645,309	985,215,000
新庄市	750	11.8	16,162,500	483	7.6	4,163,460	634	10.0	18,765,856	4,110	64.8	110,558,668	162,695,332	336,737,240	21,520,964	314,919,200
寒河江市	870	11.8	18,748,500	682	9.3	5,878,840	721	9.8	21,388,540	4,540	61.8	119,205,809	197,536,091	406,029,719	20,475,807	385,200,000
上山市	850	13.1	18,317,500	649	10.0	5,594,380	570	8.8	16,818,831	4,214	65.0	109,861,639	169,469,461	331,027,963	19,395,239	311,314,100
村山市	552	10.5	11,895,600	391	7.4	3,370,420	659	12.5	20,256,107	3,446	65.3	95,141,896	132,469,204	247,015,052	12,731,808	234,014,300
長井市	551	10.2	11,874,050	420	7.8	3,620,400	696	12.9	20,808,848	3,392	62.7	91,999,838	141,300,462	282,670,971	16,588,225	265,817,200
天童市	1,227	12.3	26,441,850	1,024	10.3	8,826,880	741	7.5	21,964,997	5,884	59.2	150,191,612	278,437,888	615,233,278	34,388,274	580,383,600
東根市	771	10.3	16,615,050	717	9.6	6,180,540	663	8.9	19,902,659	4,545	60.7	119,538,720	203,107,880	419,819,568	21,098,901	398,367,900
尾花沢市	289	8.0	6,227,950	250	6.9	2,155,000	422	11.6	12,504,471	2,377	65.5	66,301,230	90,151,770	149,896,572	9,211,245	140,515,700
南陽市	644	11.0	13,878,200	442	7.5	3,810,040	793	13.5	23,528,474	3,790	64.6	102,553,971	150,270,629	287,396,414	16,739,283	270,371,000
山辺町	417	16.1	8,986,350	193	7.5	1,663,660	292	11.3	8,705,193	1,723	66.6	45,948,185	65,637,715	124,772,788	8,342,931	116,302,100
中山町	318	14.7	6,852,900	169	7.8	1,456,780	217	10.1	6,411,172	1,360	63.0	36,002,785	57,007,015	109,802,119	6,711,613	102,984,500
河北町	466	12.3	10,042,300	302	7.9	2,603,240	401	10.5	12,117,668	2,418	63.6	65,206,520	98,616,580	197,377,135	9,342,276	187,844,500
西川町	208	15.1	4,482,400	146	10.6	1,258,520	106	7.7	3,178,650	905	65.6	23,360,382	36,074,518	66,843,055	3,822,498	62,951,600
朝日町	145	8.3	3,124,750	110	6.3	948,200	165	9.4	5,005,029	1,162	66.3	33,151,745	42,359,455	68,922,772	3,214,646	65,618,700
大江町	190	10.8	4,094,500	122	7.0	1,051,640	258	14.7	7,726,817	1,154	65.8	31,746,641	43,850,759	78,533,583	4,466,326	73,979,100
大石田町	115	7.7	2,478,250	87	5.8	749,940	185	12.4	5,642,913	939	63.0	26,685,590	37,533,410	63,385,396	3,988,436	59,324,900
金山町	70	6.6	1,508,500	48	4.5	413,760	159	14.9	4,765,819	639	60.0	18,269,151	27,632,349	40,400,217	2,185,536	38,168,600
最上町	197	11.2	4,245,350	88	5.0	758,560	239	13.6	7,202,066	1,124	63.8	31,358,701	44,583,499	71,408,674	4,320,944	67,007,900
舟形町	122	10.0	2,629,100	86	7.1	741,320	138	11.3	4,155,947	769	63.2	20,970,440	31,439,160	48,091,058	1,950,293	46,088,200
真室川町	159	9.4	3,426,450	137	8.1	1,180,940	236	13.9	7,038,272	1,143	67.4	31,052,665	42,001,835	69,462,983	3,473,395	65,911,900
大蔵村	74	10.6	1,594,700	44	6.3	379,280	108	15.4	3,189,420	438	62.5	11,924,769	18,288,331	27,934,044	1,418,114	26,485,300
鮭川村	78	8.8	1,680,900	56	6.3	482,720	149	16.9	4,482,430	580	65.6	16,062,393	22,038,007	35,845,703	1,498,557	34,308,000
戸沢村	84	8.4	1,810,200	47	4.7	405,140	148	14.9	4,440,407	689	69.2	19,626,785	23,257,715	33,562,055	1,899,576	31,618,000
高島町	488	11.7	10,516,400	328	7.8	2,827,360	519	12.4	15,349,105	2,603	62.2	69,664,145	110,580,055	188,734,614	8,955,928	179,582,700
川西町	317	10.1	6,831,350	214	6.8	1,844,680	392	12.5	11,759,930	2,058	65.7	57,103,660	77,971,740	125,902,191	6,369,548	119,380,200
小国町	308	17.2	6,637,400	216	12.1	1,861,920	152	8.5	4,438,249	1,237	69.2	30,910,431	46,152,369	81,513,689	4,009,104	77,420,500
白鷹町	301	10.7	6,486,550	160	5.7	1,379,200	386	13.8	11,439,915	1,768	63.1	49,329,471	71,522,929	119,612,883	8,491,780	110,984,700
飯豊町	128	8.8	2,758,400	121	8.3	1,043,020	232	16.0	7,082,463	1,019	70.2	28,269,524	34,311,676	54,874,919	3,452,576	51,350,300
三川町	143	10.9	3,081,650	80	6.1	689,600	179	13.6	5,611,682	865	65.8	24,470,260	32,163,140	55,688,238	2,375,485	53,243,600
庄内町	578	13.3	12,455,900	342	7.9	2,948,040	478	11.0	14,226,353	2,917	67.1	79,066,551	108,375,349	186,806,683	10,171,286	176,413,700
遊佐町	372	11.9	8,016,600	227	7.2	1,956,740	404	12.9	12,371,966	2,217	70.8	61,616,280	73,372,920	127,228,129	7,542,139	119,519,800
計	24,911	12.3	536,832,050	17,469	8.6	150,582,780	19,384	9.6	579,120,809	129,905	64.1	3,457,873,736	5,275,220,664	10,992,633,080	607,108,576	10,375,642,900

※「決定保険料額」は、100円未満の端数処理のため、「年間保険料」－「月割減額」の額とは一致しない。

5. 保険料収納の状況（令和3年5月末現在）

【令和2年度賦課分】

（単位：円、人）

納期	徴収月	調定額	割合	収入済額	収納率	対象者数	収納人数	
普通徴収	第1期	7月	358,335,500	3.5%	355,496,605	99.21%	26,944	26,352
	第2期	8月	358,030,300	3.5%	355,153,960	99.20%	27,653	27,046
	第3期	9月	408,767,000	3.9%	404,860,399	99.04%	30,377	29,747
	第4期	10月	344,024,400	3.3%	340,684,801	99.03%	19,844	19,402
	第5期	11月	351,655,800	3.4%	347,708,004	98.88%	20,814	20,304
	第6期	12月	357,788,800	3.4%	353,147,818	98.70%	21,435	20,879
	第7期	1月	365,986,000	3.5%	360,231,760	98.43%	21,926	21,344
	第8期	2月	369,740,000	3.6%	363,473,340	98.31%	21,640	20,667
	第9期	3月	13,640,700	0.1%	13,293,800	97.46%	1,163	1,134
	随時分	4月	5,136,400	0.0%	5,112,900	99.54%	527	511
		5月	2,409,000	0.0%	2,403,400	99.77%	532	514
		過年度分	19,675,900	0.2%	19,528,200	99.25%	1,787	1,769
		2月	135,400	0.0%	95,800	70.75%	10	10
		3月	7,214,000	0.1%	6,853,900	95.01%	506	456
		現年度分	8,676,400	0.1%	8,456,700	97.47%	407	390
普通徴収計		2,971,215,600	28.6%	2,936,501,387	98.83%	—	—	
特別徴収	第1期	4月	1,210,142,700	11.7%	1,210,142,700	100.00%	163,493	
	第2期	6月	1,159,136,400	11.2%	1,159,136,400	100.00%	162,881	
	第3期	8月	1,118,709,100	10.8%	1,118,709,100	100.00%	160,759	
	第4期	10月	1,331,868,500	12.8%	1,331,864,200	99.99%	166,447	
	第5期	12月	1,299,056,600	12.5%	1,299,056,600	100.00%	164,134	
	第6期	2月	1,283,428,300	12.4%	1,283,428,300	100.00%	161,904	
特別徴収計		7,402,341,600	71.4%	7,402,337,300	99.99%	—		
令和2年度合計		10,373,557,200	100.0%	10,338,838,687	99.67%	—		
(参考) 平成31年度		9,529,040,200	—	9,487,887,812	99.57%	—		
平成30年度		9,023,856,600	—	8,984,947,877	99.57%	—		
平成29年度		9,023,356,400	—	8,981,145,802	99.53%	—		
平成28年度		8,571,679,100	—	8,529,296,477	99.51%	—		
平成27年度		7,819,952,700	—	7,780,784,705	99.50%	—		
平成26年度		8,076,434,500	—	8,041,136,248	99.56%	—		
平成25年度		8,056,792,700	—	8,020,387,809	99.55%	—		
平成24年度		7,947,539,900	—	7,913,050,572	99.57%	—		
平成23年度		7,453,095,300	—	7,421,823,307	99.58%	—		

【滞納繰越分】

（単位：人、円）

項目名	実人数	調定額	収入済額	不納欠損額	収納率
滞納繰越分計	2,777	67,025,636	29,108,098	6,685,527	43.43%

※上記は令和3年5月末現在における調定額及び収入済額であり、収入済額は還付済額及び還付未済額を控除した額。

※納期の期月設定について、第1期7月から第9期3月までを徴収月（市町村によって第7期又は第8期までの設定）としているが、期月設定が一部隔月となっている舟形町については、徴収月毎に集計している。

※2月随時は、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、鮭川村のみ。

※3月随時は、川西町、小国町、三川町、庄内町を除く31市町村。

ただし、納期限ごとの集計・把握が困難な市町村の場合は、「随時」欄にまとめて記載。

○令和2年度の現年度分収納率は、前年度を上回り99.67%となった。

また、計画収納率99.53%を上回っている。

6. 保険料収納の状況(市町村別)

市町村	収納率													普通徴収割合 (調定額ベース)			
	全体 (特徴含む)	うち普通徴収															
		全期	第1期 7月	第2期 8月	第3期 9月	第4期 10月	第5期 11月	第6期 12月	第7期 1月	第8期 2月	第9期 3月	随時期 (4月)	随時期 (5月)		随時期 過年	随時期 (2月)	随時期 (3月)
計画収納率	99.53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28.0
山形市	99.52	98.58	99.07	98.72	98.83	98.68	98.53	98.09	97.87	-	0.00	0.00	98.95	0.00	0.00	97.42	48.36
米沢市	99.58	98.65	99.04	98.87	98.96	98.52	98.37	98.26	98.19	-	0.00	0.00	98.87	0.00	0.00	98.35	42.63
鶴岡市	99.72	99.02	99.36	99.20	99.26	99.19	98.73	98.66	98.39	-	100.00	99.64	97.98	0.00	97.43	0.00	28.3
酒田市	99.62	98.52	98.82	98.83	98.54	98.50	98.48	97.98	98.35	-	0.00	0.00	99.90	0.00	88.36	0.00	47.98
新庄市	99.66	98.85	99.67	99.41	98.94	98.87	98.53	97.55	98.51	-	100.00	0.00	82.36	0.00	0.00	0.00	30.0
寒河江市	99.79	99.27	99.18	99.24	99.40	99.42	99.42	99.37	99.20	-	0.00	0.00	100.00	0.00	93.99	0.00	36.31
上山市	99.79	99.10	99.59	99.62	99.57	99.42	99.22	98.34	97.38	-	100.00	100.00	100.00	0.00	99.10	0.00	56.28
村山市	99.97	99.87	99.93	99.97	99.91	99.92	99.90	99.65	99.68	-	0.00	0.00	100.00	0.00	100.00	0.00	45.74
長井市	99.65	98.73	98.94	98.62	99.01	98.73	98.72	98.58	98.38	-	100.00	100.00	100.00	0.00	95.16	0.00	26.73
天童市	99.61	98.74	98.93	98.81	98.80	98.56	98.56	98.56	98.53	-	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	39.34
真根市	99.82	99.47	99.59	99.65	99.77	99.34	99.34	99.38	99.07	-	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	97.60	28.43
尾花沢市	99.77	99.14	98.98	99.22	99.05	99.07	99.11	99.24	99.24	-	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	43.67
南陽市	99.72	99.01	98.86	99.79	99.62	99.01	98.76	98.44	98.31	-	100.00	99.66	100.00	0.00	94.59	0.00	26.48
山辺町	99.92	99.67	99.80	99.60	99.66	99.79	99.81	99.82	99.82	-	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	94.64	100.00
中山町	99.58	98.12	98.24	98.60	98.96	97.99	97.96	97.59	97.59	-	100.00	100.00	100.00	0.00	100.00	0.00	22.78
河北町	99.75	99.04	99.79	99.64	99.39	98.62	98.68	98.67	98.69	-	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	67.46
西川町	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	-	100.00	100.00	100.00	0.00	100.00	0.00	18.7
朝日町	99.99	99.96	99.89	99.86	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	-	100.00	100.00	100.00	0.00	100.00	0.00	93.61
大江町	99.84	99.24	99.67	99.55	99.24	99.06	98.91	98.97	98.66	-	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	100.00
大石田町	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	-	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	99.01
金山町	99.85	99.07	99.74	99.78	99.77	99.78	99.78	99.79	-	-	0.00	0.00	100.00	100.00	56.19	0.00	-
最上町	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00	93.31
舟形町	100.00	100.00	100.00	100.00	-	100.00	-	100.00	100.00	-	0.00	0.00	100.00	0.00	100.00	0.00	15.6
真室川町	99.74	98.83	99.02	99.12	99.45	99.47	99.48	99.50	-	-	71.55	100.00	0.00	9.79	96.84	0.00	52.50
大蔵村	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00	21.2
雄川村	99.75	99.05	98.08	97.95	99.85	99.85	99.86	99.86	-	-	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	100.00	91.46
戸沢村	99.82	99.17	99.82	99.85	99.79	99.80	99.79	96.83	96.95	-	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	100.00	3.90
高島町	99.70	98.58	99.13	98.80	98.55	98.28	98.33	98.38	98.40	-	100.00	99.55	99.49	0.00	99.07	0.00	36.29
川西町	99.33	96.74	98.58	98.40	98.61	98.47	96.18	92.90	95.94	92.25	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	38.66
小鷹町	99.77	98.53	99.87	98.46	98.40	99.19	97.35	99.25	97.65	99.18	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	24.02
白鷹町	99.76	98.58	99.44	99.39	99.23	99.04	97.74	97.54	97.03	-	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	78.26
飯豊町	99.73	98.97	98.94	98.89	98.70	98.78	98.90	99.09	99.10	-	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.04
三川町	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	28.8
庄内町	99.87	99.32	99.95	99.86	99.61	99.43	99.56	99.13	99.10	97.99	100.00	97.88	100.00	0.00	0.00	0.00	19.0
遊佐町	99.82	99.08	99.63	99.13	99.17	98.99	98.87	99.07	98.55	-	0.00	0.00	100.00	0.00	99.27	0.00	76.87
広域連合計	99.67	98.83	99.21	99.20	99.04	99.03	98.88	98.43	98.31	97.46	99.54	99.77	99.25	70.75	95.01	97.47	28.6
前年度合計	99.57	98.50	99.13	99.04	98.85	98.67	98.53	97.99	97.84	96.10	99.89	99.14	95.05	100.00	96.62	93.41	28.7

※令和3年5月末現在における調定額及び収入済額に基づく数値。

※3月随時期は、川西町、小国町、三川町、庄内町を除く31市町村。ただし、納期限ごとの集計・把握が困難な場合は、「随時期」欄にまとめて記載。

※前年度合計は令和2年5月末時点における調定額及び収入額に基づく数値。

7. 短期被保険者証の交付状況

市町村名	短期証交付件数		
	R2. 8. 1現在	R3. 2. 1現在	(参考) R3. 6. 1現在
山形市	144	92	84
米沢市	96	65	62
鶴岡市	67	35	26
酒田市	14	13	13
新庄市	24	13	11
寒河江市	20	10	9
上山市	13	4	9
村山市	6	5	5
長井市	5	6	6
天童市	33	20	20
東根市	1	1	1
尾花沢市	4	2	2
南陽市	21	11	11
山辺町	5	1	1
中山町	9	5	5
河北町	5	3	3
西川町	0	0	0
朝日町	2	1	1
大江町	0	1	0
大石田町	0	0	0
金山町	0	0	0
最上町	1	1	0
舟形町	0	0	0
真室川町	5	3	3
大蔵村	0	0	0
鮭川村	0	0	0
戸沢村	1	1	1
高畠町	14	10	10
川西町	10	5	3
小国町	4	5	4
白鷹町	7	3	3
飯豊町	1	1	1
三川町	0	0	0
庄内町	6	5	5
遊佐町	2	0	0
計	520	322	299
前年度計	492	436	351

※上表の「(参考) R3. 6. 1現在」の数値は、一般の被保険者証に切り替わっていない短期被保険者証交付件数の直近の件数を表したものである。通常、滞納解消等で一般の被保険者証に切り替わる。

〔参考〕 短期被保険者証について

過年度保険料の滞納者を対象とし、有効期間は6か月以内。ただし、以下の「特別の事情がある」と認める場合は除外する。

- (ア) 納付相談・指導に応じ、取り決めた納付方法を履行している場合
- (イ) 納付相談・指導に応じ、近日中に納付が見込まれる場合
- (ウ) 納付相談等の結果、納付についての理解・意思表示が困難だと認められる場合

8. 傷病手当金の支給状況

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を行ってきたところであり、令和2年度の支給決定件数は1件であり、支給額は64,395円である。

9. 減免申請の状況

①一部負担金（令和3年3月末現在）

（ア）東日本大震災による一部負担金免除証明書交付件数

原発避難指示者	内 訳
14 件	免除措置延長 13 件、令和2年度新規 1 件

今年度は、東日本大震災による被災者であって、帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の被保険者等を減免措置の対象としている。

（イ）令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金免除証明書交付件数

交付件数	内 訳
111 件	全壊 1 件、半壊 32 件、床上浸水 78 件

令和2年7月豪雨に伴う災害により被害を受けた被保険者に、高齢者の医療の確保に関する法律第69条に基づき、受診時の一部負担金を全額免除するもの。

（ウ）その他の減免申請

災害によるものを除く一部負担金減免申請はなし。

② 保険料（令和3年3月末現在）

（ア）東日本大震災による保険料特例減免分

保険料特例減免については、「山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免の特例措置に関する要綱」に基づき、令和2年度の保険料減免を行ってきたところであり、減免決定件数は令和3年3月末において14件である。

〔市町村別の状況〕

市町村名	申請件数	減免決定件数	賦課額(円)	減免額(円)
山形市	2	2	78,000	78,000
米沢市	7	7	378,600	378,600
酒田市	1	1	12,900	12,900
寒河江市	1	1	43,100	43,100
長井市	1	1	306,300	306,300
高島町	1	1	142,200	142,200
飯豊町	1	1	6,000	6,000
合 計	14	14	967,100	967,100

(イ) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料特例減免分

「新型コロナウイルス感染症に係る山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免の特例措置に関する要綱」に基づき、令和元年度分・令和2年度分の保険料減免を行ってきたところであり、減免決定件数は令和3年3月末現在において401件である。

年度	申請件数	減免決定件数	賦課額(円)	減免額(円)
令和元年度分	178	173	10,393,900	1,169,000
令和2年度分	239	228	16,658,800	10,479,400

〔市町村別の状況〕

市町村名	令和元年度分				令和2年度分			
	申請件数	減免決定件数	賦課額(円)	減免額(円)	申請件数	減免決定件数	賦課額(円)	減免額(円)
山形市	14	14	1,189,700	117,300	48	44	4,521,100	2,361,100
米沢市	17	17	748,900	140,500	17	17	1,201,800	839,200
鶴岡市	5	5	257,200	40,300	6	6	297,500	281,700
酒田市	22	21	1,844,200	184,600	28	27	2,591,000	1,576,400
新庄市	20	19	1,158,700	103,700	23	22	1,551,600	833,200
寒河江市	11	11	725,400	88,900	12	12	757,300	614,200
上山市	2	1	356,600	12,200	2	1	386,700	106,500
村山市	17	17	532,300	73,800	20	20	946,500	681,900
長井市	5	4	468,100	37,100	6	4	281,500	129,000
天童市	11	11	974,600	86,200	13	12	1,112,600	708,500
東根市	4	4	72,300	20,100	4	4	185,400	183,200
尾花沢市	4	4	164,400	32,200	5	5	201,100	192,200
南陽市	3	3	37,800	11,800	4	4	172,000	162,300
中山町	3	3	51,800	8,200	3	3	167,300	166,300
大江町	7	7	251,700	37,700	7	7	274,000	194,200
大石田町	2	2	263,800	27,600	2	2	255,800	183,800
最上町	1	1	173,900	27,600	1	1	232,800	221,100
鮭川村	2	2	180,200	31,900	5	5	371,700	350,300
戸沢村	6	6	73,700	15,200	6	6	156,500	152,100
高畠町	18	17	670,600	55,200	20	19	715,600	392,400
川西町	0	0	0	0	3	3	70,200	57,700
庄内町	4	4	198,000	16,900	4	4	208,800	92,100
合計	178	173	10,393,900	1,169,000	239	228	16,658,800	10,479,400

(ウ) 令和2年7月豪雨に係る保険料特例減免分

令和2年7月豪雨に伴う災害により被害を受けた被保険者等に、「令和2年7月豪雨災害の被災者に係る山形県後期高齢者医療広域連合高齢者医療保険料減免の特例措置に関する要綱」に基づき、保険料を減免するものであり、減免決定件数は令和3年3月末現在において95件である。

申請件数	減免決定件数			賦課額(円)	減免額(円)	
	内訳					
	床上浸水	半壊	全壊			
95	95	64	30	1	3,881,800	1,563,200

〔市町村別の状況〕

市町村名	申請件数	減免決定件数	内 訳			賦課額(円)	減免額(円)
			床上浸水	半壊	全壊		
山形市	2	2	2			22,500	8,400
新庄市	4	4		4		172,400	68,300
寒河江市	1	1		1		40,600	20,300
村山市	14	14	8	6		355,200	152,400
天童市	1	1	1			9,600	2,700
東根市	2	2	2			16,000	6,900
尾花沢市	1	1	1			9,600	3,900
南陽市	1	1	1			9,600	3,800
中山町	3	3	3			28,800	12,800
河北町	33	33	22	11		1,430,300	603,100
大江町	10	10	9	1		668,300	221,900
大石田町	14	14	14			582,000	201,400
舟形町	1	1			1	141,000	97,400
大蔵村	7	7		7		386,300	156,100
戸沢村	1	1	1			9,600	3,800
合計	95	95	64	30	1	3,881,800	1,563,200

(エ) その他の保険料減免分

収監（条例第19条第1項第5号）を理由とした申請が山形市において5件、小国町において2件、行方不明（条例第19条第1項第5号）を理由とした申請が山形市において1件、生活扶助適用（条例第19条第1項第5号）を理由とした申請が東根市において1件、火災（条例第19条第1項第1号）を理由とした申請が庄内町において1件となっている。なお、収監を理由とした減免の対象となるのは、収監期間中のみのため、保険料額と減免額は一致していない。

〔市町村別の状況〕

市町村	申請件数	減免決定件数	賦課額（円）	減免額（円）
山形市	6	6	496,300	476,000
東根市	1	1	2,100	2,100
小国町	2	2	21,100	21,100
庄内町	1	0	8,200	0
合計	10	9	527,700	499,200

※庄内町の申請は火災保険金の補てんにより要件を満たさないため却下。

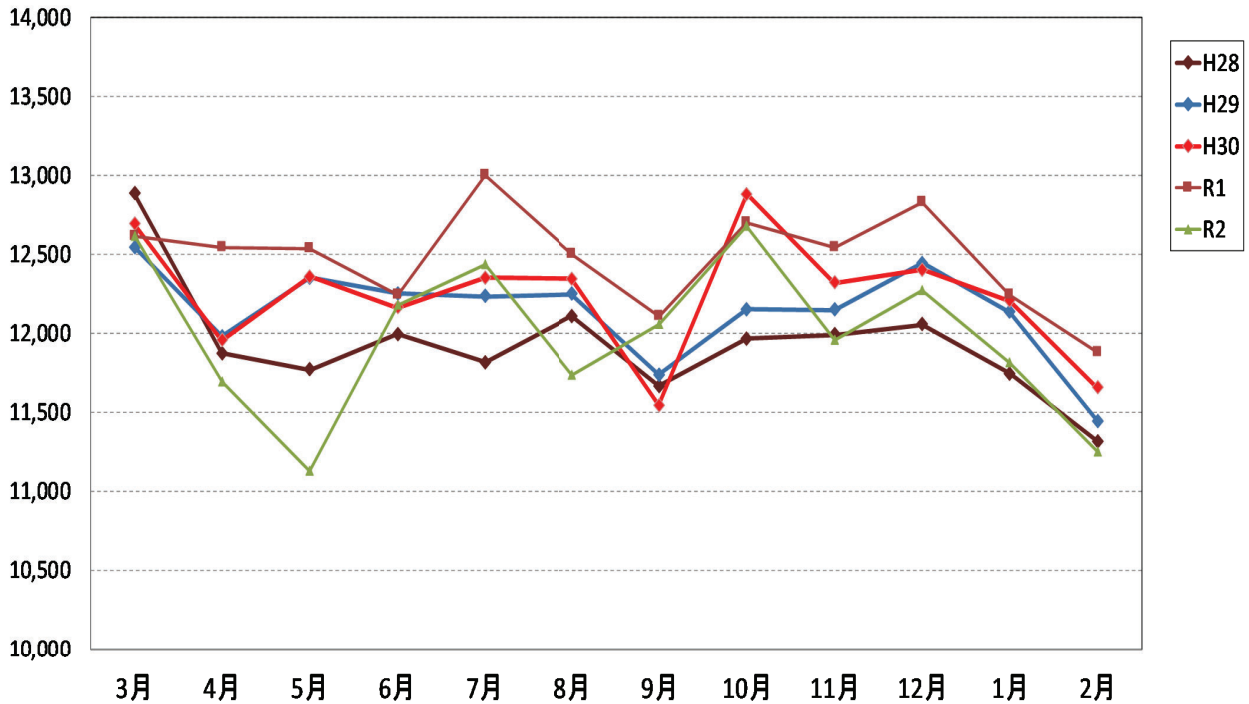
10. 審査請求（不服申立）の状況

審査請求（不服申立）はなし。

12. 療養給付費等の動向

(単位:百万円)

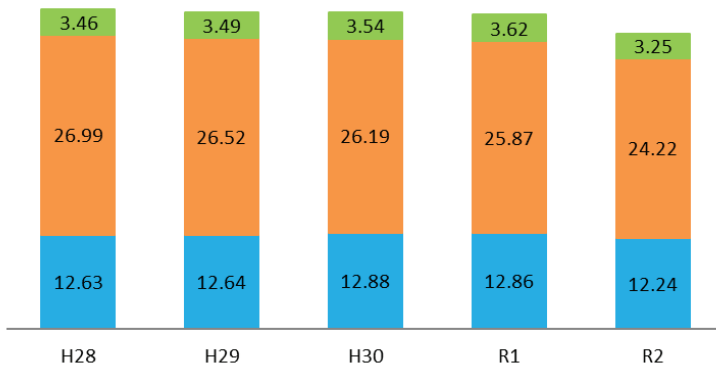
医療給付費の推移(月別)



※ 療養給付費(医科入院、医科外来、歯科、調剤、食事生活療養費、訪問看護療養費)、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の計

1人あたりの診療日数(年間)

■ 入院(日) ■ 入院外(日) ■ 歯科(日)



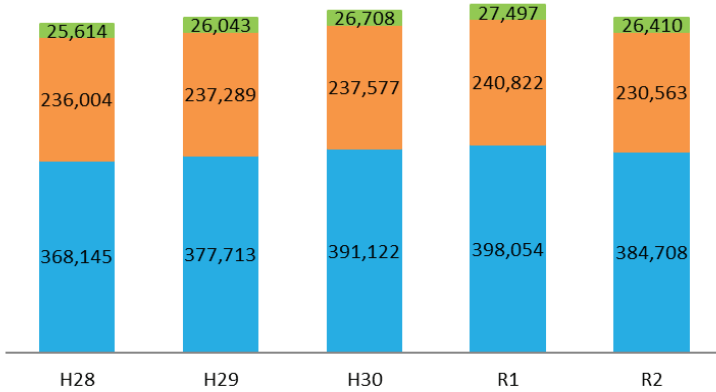
1人あたりの診療日数(年間)の対前年度(R1)比において、入院、入院外、歯科すべてで減少した。

1人あたりの診療日数(年間) (単位:日)

区分	入院	入院外	歯科
H28	12.63	26.99	3.46
H29	12.64	26.52	3.49
H30	12.88	26.19	3.54
R1	12.86	25.87	3.62
R2	12.24	24.22	3.25

1人あたりの診療費(年間)

■ 入院(円) ■ 入院外(円) ■ 歯科(円)



1人あたりの診療費(年間)の対前年度(R1)比において、入院、入院外、歯科のすべてで減少した。

1人あたりの診療費(年間) (単位:円)

区分	計	入院	入院外	歯科
H28	629,763	368,145	236,004	25,614
H29	641,045	377,713	237,289	26,043
H30	655,407	391,122	237,577	26,708
R1	666,374	398,054	240,822	27,497
R2	641,680	384,708	230,563	26,410

13. 健康診査実績

市町村	受診者数 (人)			受診率 (%)			被保険者数 (人) R02. 3. 31	除外対象者数 (人)
	集団	個別	計	R02	(参考)R01	対前年比 (R02-R01)		
山形市	3,191	1,647	4,838	13.63	14.46	▲ 0.83	38,391	2,886
米沢市	742	610	1,352	10.75	12.88	▲ 2.13	13,592	1,014
鶴岡市	4,986	2,605	7,591	34.37	37.00	▲ 2.63	23,559	1,473
酒田市	4,466	1,202	5,668	31.96	29.06	2.90	18,944	1,209
新庄市	991	25	1,016	18.44	18.60	▲ 0.17	6,002	491
寒河江市	1,158		1,158	17.87	18.03	▲ 0.16	7,027	548
上山市	794	240	1,034	18.29	20.36	▲ 2.07	6,202	550
村山市	983	1	984	20.80	20.13	0.67	5,084	353
長井市	756		756	15.89	16.15	▲ 0.25	5,177	420
天童市	2,409		2,409	27.67	29.42	▲ 1.75	9,430	724
東根市	1,505		1,505	23.13	25.83	▲ 2.70	7,113	606
尾花沢市	709		709	23.09	21.94	1.15	3,488	417
南陽市	797		797	15.15	16.79	▲ 1.64	5,590	331
山辺町	373		373	16.75	18.15	▲ 1.40	2,451	224
中山町	547		547	28.71	27.36	1.35	2,046	141
河北町	933		933	27.81	27.85	▲ 0.04	3,641	286
西川町	124		124	9.86	37.19	▲ 27.33	1,343	86
朝日町	346		346	23.94	19.07	4.87	1,691	246
大江町	276		276	17.73	18.04	▲ 0.32	1,677	120
大石田町	380		380	29.83	26.90	2.93	1,429	155
金山町	255		255	27.42	28.36	▲ 0.94	1,020	90
最上町	262		262	17.16	18.30	▲ 1.14	1,707	180
舟形町	234		234	21.93	23.07	▲ 1.14	1,185	118
真室川町	352		352	24.19	25.43	▲ 1.23	1,640	185
大蔵村	153		153	25.12	23.95	1.17	671	62
鮭川村	187		187	24.61	22.99	1.62	849	89
戸沢村	96	81	177	21.17	12.81	8.36	956	120
高畠町	959		959	26.04	27.80	▲ 1.76	4,025	342
川西町	495		495	18.21	18.05	0.16	3,002	284
小国町	184		184	12.10	14.35	▲ 2.25	1,707	186
白鷹町	492	108	600	24.91	25.43	▲ 0.52	2,693	284
飯豊町	300		300	24.19	23.14	1.06	1,393	153
三川町	250	110	360	31.25	31.76	▲ 0.51	1,270	118
庄内町	1,150		1,150	30.54	31.91	▲ 1.38	4,189	423
遊佐町	723	24	747	28.72	28.21	0.51	2,994	393
合計	32,558	6,653	39,211	22.04	22.92	▲ 0.88	193,178	15,307

地域別健診受診率

地域	受診率
村山	18.66%
最上	20.76%
置賜	15.93%
庄内	32.78%

受診率上位5市町村

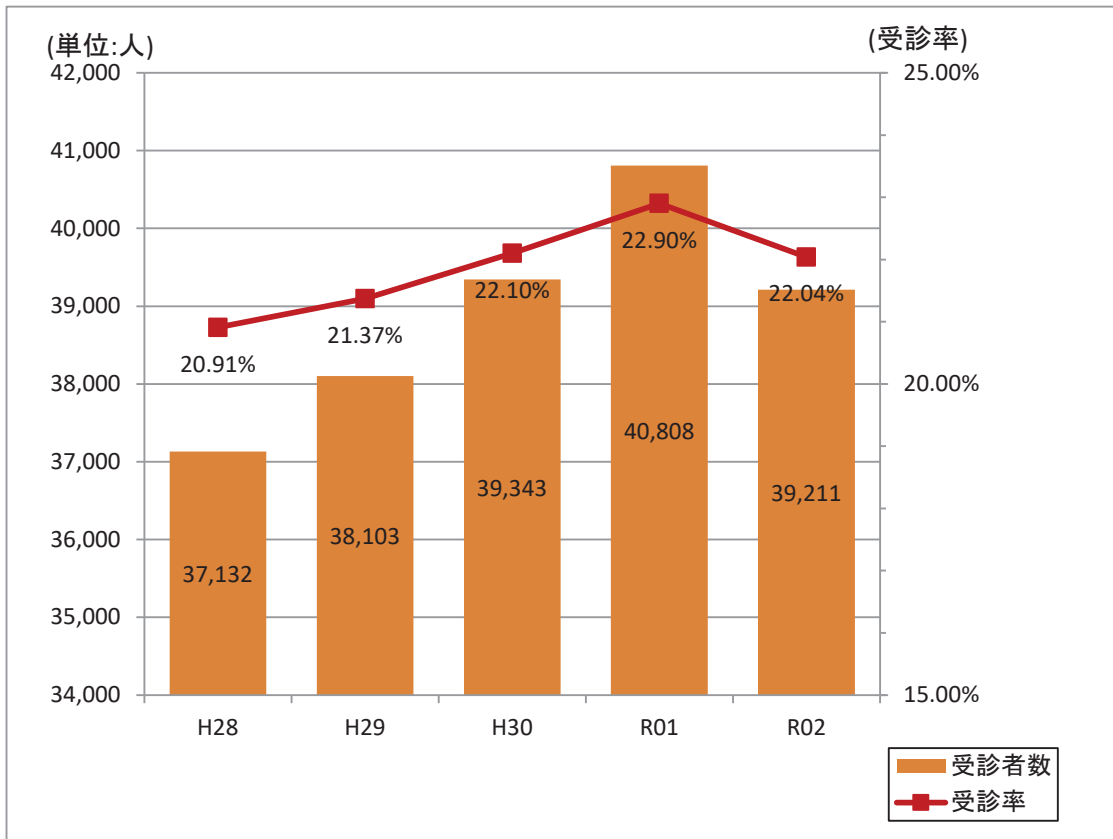
順位	市町村名	受診率
1	鶴岡市	34.37%
2	酒田市	31.96%
3	三川町	31.25%
4	庄内町	30.54%
5	大石田町	29.83%

※ 受診率 = 受診者数 ÷ (被保険者数 - 除外対象者数)

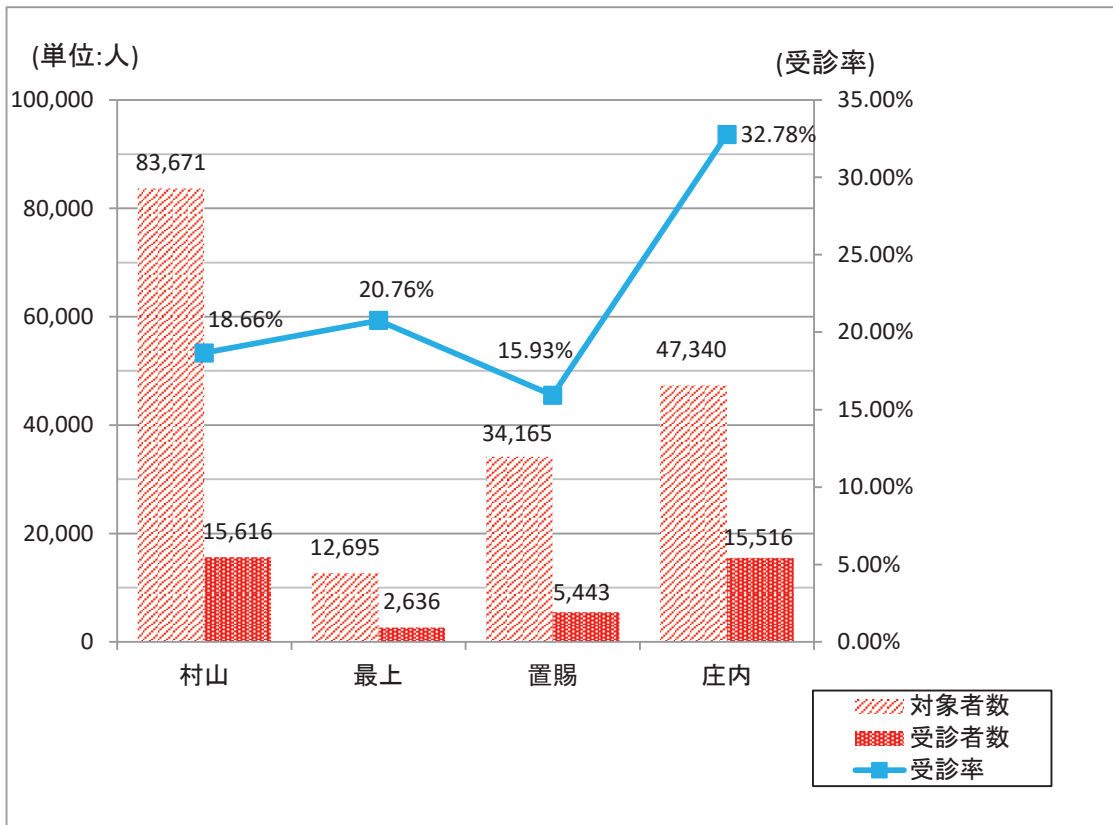
※ 除外対象者

1. 特定健診または特定健診に相当する健康診断を実施年度内に受診済の者
2. 高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定する特定健康診査の対象外として厚生労働大臣が定める者
 - ① 刑事施設・労務場その他これらに準ずる施設に拘禁された者
 - ② 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者
 - ③ 高確法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

①健康診査の推移 (H28～R02)



②地域別 健康診査の受診者数及び受診率



14. 歯周疾患検診実績

実施年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
令和2年度	11,614	1,095	9.43
令和元年度	7,462	833	11.16
平成30年度	11,554	1,193	10.33

※受診勧奨通知は、12,161人に送付。

15. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実績 【新規】

①目的：高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、一人ひとりの状況に応じた、効果的かつ効率的で、きめ細やかな高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護保険法に規定される地域支援事業と一体的に実施することにより、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸及びQOL（クオリティ オブ ライフ）の維持向上を図ることを目的として実施する。

②主体：山形県後期高齢者医療広域連合が市町村に委託し実施。

③事業内容：企画・調整等及び高齢者に対する個別的な支援や通いの場等へ関与するため、医療専門職（保健師）を1名配置し以下の事業を実施した。

(ア)事業内容

- ・事業の企画・調整等
- ・国保データベースシステム等を活用した地域課題の分析・対象者の把握
- ・医療関係団体等との連絡調整
- ・高齢者に対する支援

(イ)事業実績

事業項目	実施人数等	
高齢者に対する個別的支援(ハリスケアアプローチ)	3人	
通いの場等への積極的な関与(ホスピタリティアプローチ)	3箇所	58人

④実施市町村：1市（天童市）

令和3年12月9日
山形県後期高齢者医療広域連合

令和2年度 後期高齢者医療制度診療費資料

- P1 1. 令和2年度市町村別一人当たり診療費
- P3 2. 後期高齢者医療 一人当たり医療費の都道府県順位
- P4 3. 後期高齢者の一人当たり医療費の診療種別内訳
(全国平均との差) ~令和2年度~
- P5 4. 医療費と健康寿命との相関
- P8 5. 北海道・東北地方の医療費・保険料・保険料収納率比較

1. 令和2年度市町村別一人当たり診療費

医科入院、医科外来、歯科、診療費計は、平均よりも低い数値を青、平均よりも高い数値を赤で表した。

健診事業は平均よりも高い数値を青、低い数値を赤で表した。

区分	医科入院		医科外来		歯科		診療費計						(参考)		健診事業				
	一人当たり診療費		一人当たり診療費		一人当たり診療費		月平均受診率		一件当たり日数		一日当たり診療費		一人当たり診療費		R1	R2-R1	健診事業		
	順位	(円)	順位	(円)	順位	(円)	順位	(件)	順位	(日)	順位	(円)	順位	(円)	(円)	(円)	順位	受診率	
村山	山形市	7	402,158	3	266,256	2	34,506	1	170.14	17	2.18	21	15,794	5	702,920	732,325	△ 29,405	32	13.63
	寒河江市	18	376,039	10	238,066	10	27,485	8	156.19	16	2.20	24	15,568	15	641,590	650,990	△ 9,400	26	17.87
	上山市	4	442,599	8	240,102	9	27,725	3	159.67	4	2.45	31	15,151	4	710,427	749,038	△ 38,611	24	18.29
	村山市	6	406,148	19	207,927	8	29,333	6	158.43	15	2.21	30	15,346	13	643,407	692,117	△ 48,710	22	20.80
	天童市	15	380,192	6	245,220	3	31,941	5	158.72	20	2.11	13	16,331	9	657,353	679,049	△ 21,696	9	27.67
	東根市	9	396,451	11	231,257	6	29,976	7	157.16	18	2.17	19	16,045	8	657,683	691,703	△ 34,020	18	23.13
	尾花沢市	5	408,967	16	216,756	31	18,202	22	136.12	5	2.45	17	16,116	12	643,926	654,269	△ 10,343	19	23.09
	山辺町	16	379,332	4	258,244	12	25,508	11	153.10	8	2.35	29	15,356	7	663,085	702,596	△ 39,511	29	16.75
	中山町	23	353,075	1	294,130	14	23,781	4	158.89	29	2.04	5	17,217	6	670,986	665,958	5,028	7	28.71
	河北町	13	386,230	13	228,802	1	37,379	2	159.79	25	2.07	11	16,402	10	652,411	646,685	5,726	8	27.81
	西川町	26	345,551	25	184,007	7	29,586	16	142.21	30	2.03	16	16,118	26	559,144	568,975	△ 9,831	35	9.86
	朝日町	21	356,769	23	190,302	28	19,664	20	137.97	23	2.09	12	16,372	23	566,736	617,483	△ 50,747	17	23.94
	大江町	25	350,001	17	214,230	13	25,490	10	155.80	33	2.01	23	15,671	20	589,721	582,052	7,669	27	17.73
	大石田町	28	336,109	21	203,960	22	20,726	15	145.66	24	2.08	28	15,407	25	560,795	621,698	△ 60,903	5	29.83
最上	新庄市	30	321,211	26	183,580	29	19,173	28	129.40	21	2.11	20	16,014	29	523,964	544,412	△ 20,448	23	18.44
	金山町	32	293,664	30	164,104	27	20,057	24	134.25	35	1.92	26	15,457	33	477,825	546,326	△ 68,501	10	27.42
	最上町	24	352,998	31	151,305	5	30,013	35	110.69	1	2.69	33	14,928	28	534,316	566,084	△ 31,768	28	17.16
	舟形町	10	395,456	33	149,379	25	20,568	26	130.99	22	2.09	6	17,179	24	565,403	539,753	25,650	20	21.93
	真室川町	12	389,569	32	151,242	32	16,800	33	114.56	2	2.52	18	16,100	27	557,611	543,203	14,408	16	24.19
	大蔵村	35	247,462	35	134,194	19	21,056	32	114.76	34	1.97	34	14,865	35	402,712	432,979	△ 30,267	12	25.12
	鮭川村	34	263,452	28	180,155	24	20,646	29	127.77	32	2.02	32	15,020	34	464,254	521,063	△ 56,809	14	24.61
戸沢村	27	340,868	34	146,471	35	14,389	25	132.40	19	2.16	35	14,599	31	501,728	529,174	△ 27,446	21	21.17	
置賜	米沢市	1	487,857	12	230,466	11	27,378	18	140.96	6	2.44	3	18,061	1	745,701	762,768	△ 17,067	34	10.75
	長井市	33	293,511	18	208,627	20	20,970	21	136.19	26	2.07	27	15,439	30	523,108	567,601	△ 44,493	30	15.89
	南陽市	22	355,600	2	269,965	15	22,912	14	148.86	13	2.24	15	16,177	11	648,477	670,709	△ 22,232	31	15.15
	高島町	2	469,926	14	225,205	4	31,200	17	141.91	9	2.32	2	18,424	2	726,330	744,661	△ 18,331	11	26.04
	川西町	20	361,066	22	195,271	21	20,734	27	129.78	14	2.23	9	16,607	21	577,071	613,151	△ 36,080	25	18.21
	小国町	31	303,314	29	173,737	33	16,120	34	112.80	31	2.03	4	17,963	32	493,172	564,675	△ 71,503	33	12.10
	白鷹町	11	395,295	27	182,401	30	18,860	31	121.89	3	2.46	10	16,595	18	596,555	593,683	2,872	13	24.91
	飯豊町	17	376,759	24	184,457	34	15,057	30	127.05	12	2.25	7	16,832	22	576,273	591,661	△ 15,388	15	24.19
庄内	鶴岡市	19	371,401	20	205,748	16	22,422	9	155.91	27	2.06	25	15,553	17	599,571	628,505	△ 28,934	1	34.37
	酒田市	29	328,134	7	244,702	18	21,393	13	149.15	28	2.05	14	16,207	19	594,229	619,474	△ 25,245	2	31.96
	三川町	14	380,776	9	238,480	17	21,677	12	149.30	11	2.28	22	15,672	16	640,933	707,514	△ 66,581	3	31.25
	庄内町	3	446,010	5	246,251	23	20,675	23	134.94	7	2.36	1	18,692	3	712,935	709,103	3,832	4	30.54
	遊佐町	8	401,277	15	221,415	26	20,526	19	139.46	10	2.29	8	16,802	14	643,217	652,990	△ 9,773	6	28.72
広域連合		384,708		230,563		26,410		151.37		2.19		16,157		641,680	666,374	△ 24,694		22.04	

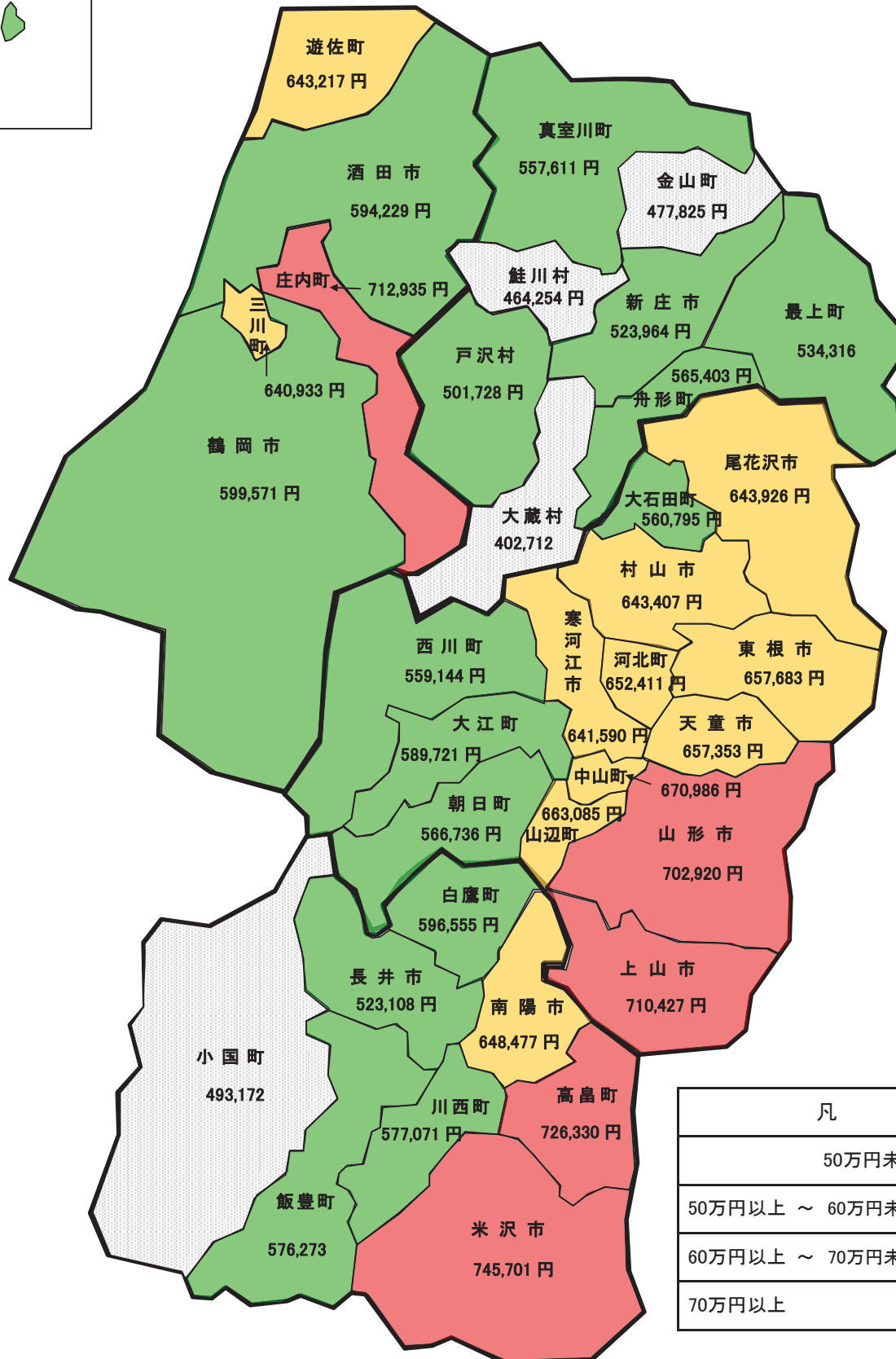
医療費：後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）

健診事業：令和2年度 健康診査業務実績

令和2年度 市町村別一人当たり診療費(入院・外来・歯科の合計)

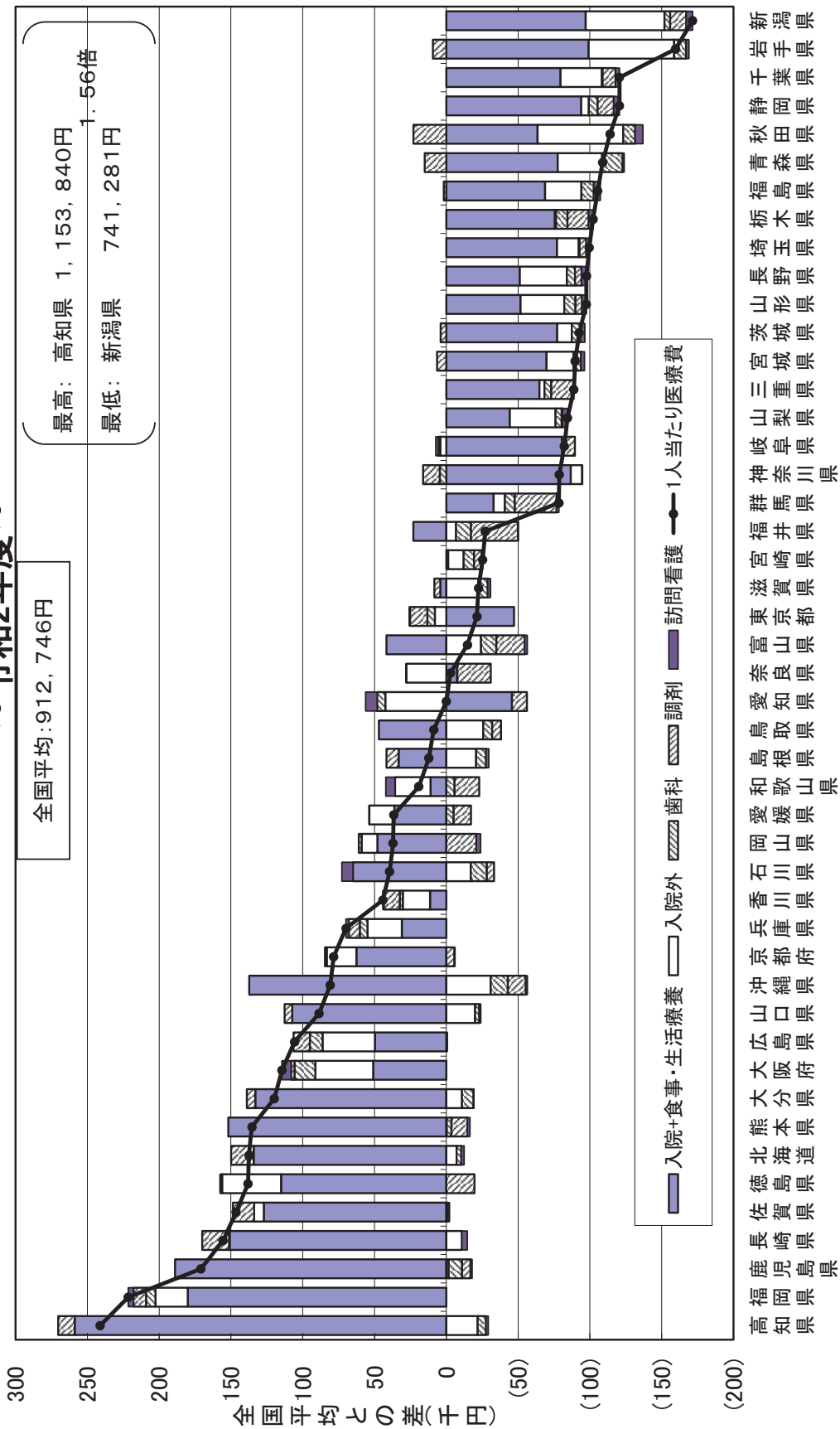
(保険者負担分、一部負担金、他法負担分を合算した総額)

酒田市飛島



凡 例	
50万円未満	（グレー）
50万円以上 ~ 60万円未満	（緑）
60万円以上 ~ 70万円未満	（黄）
70万円以上	（赤）

3. 後期高齢者の一人当たり医療費の診療種別内訳(全国平均との差) ～令和2年度～



資料: 医療費速報 令和2年度診療分(国民健康保険中央会) 令和2年度_参考資料(グラフ)

4. 医療費と健康寿命との相関

健康寿命の順位を基準とし、平均寿命、健康診査受診率、一人当たり医療費との関連性を分析した。
健康寿命、平均寿命、健康診査受診率は、平均より上の数字を青、下の数値を赤で表した。

一人当たりの医療費は全国平均より下の数値は青、上の数値を赤で表した。
全国的にみると、健康寿命が上位の都道府県は平均寿命、健診受診率も平均より高く、一人当たりの各医療費が平均より低い傾向にある。

山形県は、健康寿命が14位であるが、平均寿命、健診受診率は中位に位置し、各医療費が平均を下回る状況となっている。

全国・都道府県	健康寿命平均		平均寿命		健康診査受診率		一人当たり入院医療費		一人当たり入院外医療費		一人当たり歯科医療費		一人当たり調剤医療費	
	順位	年	順位	年	順位	率	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円
全国		73.47		83.89		27.33%		437,627		261,581		34,393		148,925
山梨県	1	74.72	15	84.04	37	19.93%	31	394,406	43	229,734	22	30,110	22	148,224
愛知県	2	74.69	21	83.98	8	35.75%	29	396,153	1	304,070	4	40,082	33	138,499
岐阜県	3	74.27	24	83.91	32	23.36%	43	362,630	15	265,763	10	35,754	32	139,856
富山県	4	74.18	18	84.02	7	37.77%	18	476,539	36	237,425	44	23,732	43	129,145
三重県	5	74.05	23	83.93	4	41.57%	35	376,324	19	258,059	23	29,690	40	133,533
茨城県	6	74.01	41	83.31	35	22.23%	40	365,690	25	251,426	30	28,267	19	152,885
静岡県	7	74.00	17	84.03	19	29.42%	45	349,404	20	256,272	29	28,274	36	137,685
新潟県	8	73.95	19	84.01	21	27.02%	46	344,317	45	206,698	21	30,414	35	137,715
栃木県	9	73.93	44	83.17	18	30.14%	38	366,586	17	260,784	37	26,423	39	134,173
石川県	9	73.93	13	84.16	11	35.01%	13	497,408	30	244,580	45	23,185	26	143,911
鹿児島県	11	73.91	40	83.40	3	41.64%	2	608,435	18	259,982	42	25,015	29	143,133
埼玉県	12	73.89	28	83.74	12	34.77%	39	366,475	29	246,437	16	33,811	25	144,312
福井県	13	73.86	3	84.41	39	19.05%	22	457,441	21	254,824	43	23,956	47	116,327
山形県	14	73.84	28	83.74	33	22.92%	33	387,221	40	231,088	36	26,598	23	144,432
千葉県	15	73.77	22	83.94	9	35.71%	41	364,414	39	232,776	15	33,863	31	139,988
島根県	16	73.73	9	84.22	29	24.45%	21	467,660	33	240,828	33	27,537	13	157,370
沖縄県	17	73.72	27	83.86	14	32.18%	6	566,975	41	230,721	46	22,402	38	136,493
山口県	18	73.68	33	83.70	17	30.43%	11	533,764	32	241,553	18	31,486	17	154,223
群馬県	19	73.64	31	83.73	6	37.79%	28	406,315	24	253,734	34	27,534	46	119,852
香川県	20	73.60	16	84.03	5	40.03%	24	447,210	10	280,558	8	36,487	10	160,006
宮崎県	21	73.49	30	83.73	10	35.63%	27	429,416	26	250,875	35	27,147	27	143,731
神奈川県	22	73.47	8	84.28	23	26.25%	44	358,594	23	253,750	7	38,931	7	160,569
大分県	23	73.46	11	84.20	27	25.23%	8	560,323	28	250,669	38	26,406	16	154,800
長野県	24	73.42	1	84.71	28	24.48%	32	390,580	44	228,796	26	28,712	24	144,409
宮城県	25	73.41	14	84.08	20	28.38%	36	372,362	31	242,868	25	29,124	15	155,376
青森県	26	73.39	47	82.30	25	25.88%	42	362,732	42	230,717	47	20,108	4	163,976
佐賀県	27	73.34	26	83.89	22	26.46%	9	552,030	14	268,321	17	33,318	5	163,633
岡山県	28	73.32	6	84.35	43	14.56%	16	482,788	12	272,543	9	36,372	44	127,994
福島県	29	73.30	42	83.26	24	26.11%	37	372,326	37	236,277	41	25,828	21	150,691
高知県	30	73.27	35	83.64	42	15.14%	1	675,642	34	239,757	27	28,656	8	160,387
長崎県	31	73.27	34	83.68	40	18.17%	4	575,085	27	250,744	13	34,790	2	167,633
滋賀県	32	73.19	2	84.68	16	31.74%	25	442,276	35	239,416	32	27,759	18	153,043
岩手県	33	73.16	45	83.15	2	46.95%	47	341,435	46	202,062	40	26,060	11	158,268
兵庫県	33	73.16	20	84.00	36	20.70%	20	468,110	7	285,487	5	39,743	14	156,545
東京都	35	73.12	12	84.17	1	51.34%	30	395,706	13	269,577	6	39,607	6	160,920
熊本県	36	73.08	5	84.36	41	16.15%	5	573,626	16	261,244	19	31,144	34	137,831
福岡県	37	73.08	25	83.90	47	10.30%	3	603,196	8	284,087	3	40,963	12	157,697
大阪府	38	72.98	39	83.48	30	23.70%	14	488,060	3	301,790	1	48,937	20	151,322
愛媛県	39	72.96	37	83.49	45	13.30%	19	469,634	11	278,948	24	29,304	37	136,861
鳥取県	40	72.92	32	83.72	31	23.36%	17	482,155	38	235,858	31	28,181	30	142,788
京都府	41	72.91	4	84.38	34	22.50%	12	498,380	9	282,235	11	35,618	28	143,326
和歌山県	42	72.89	43	83.21	13	34.16%	23	448,162	6	286,278	28	28,644	41	131,764
北海道	43	72.88	36	83.53	44	13.94%	7	563,331	22	254,420	20	31,138	3	164,602
秋田県	44	72.87	46	82.95	38	19.18%	34	376,693	47	201,918	39	26,136	1	171,831
広島県	45	72.80	10	84.21	46	12.57%	15	482,850	4	298,024	2	43,263	9	160,285
奈良県	46	72.75	7	84.31	26	25.38%	26	432,325	5	289,377	14	34,212	45	125,713
徳島県	47	72.69	37	83.49	15	31.78%	10	542,513	2	302,619	12	34,900	42	129,342

健康寿命：健康日本21（第二次）の推進に関する研究（平成25～27年度）

※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されことなく生活できる期間のことをいいます。

平均寿命：平成27年都道府県別生命表（厚生労働省の統計調査）

※平均寿命とは、0歳時点では何歳まで生きられるかを統計から予測した「平均余命」のことをいいます。

健康診査受診率：健康診査調査（令和2.8.26福岡県広域連合調査）数値は令和元年度時点

一人当たりの入院、入院外、歯科、調剤医療費：国民健康保険・後期高齢者医療 令和2年度医療費速報（国民健康保険中央会）

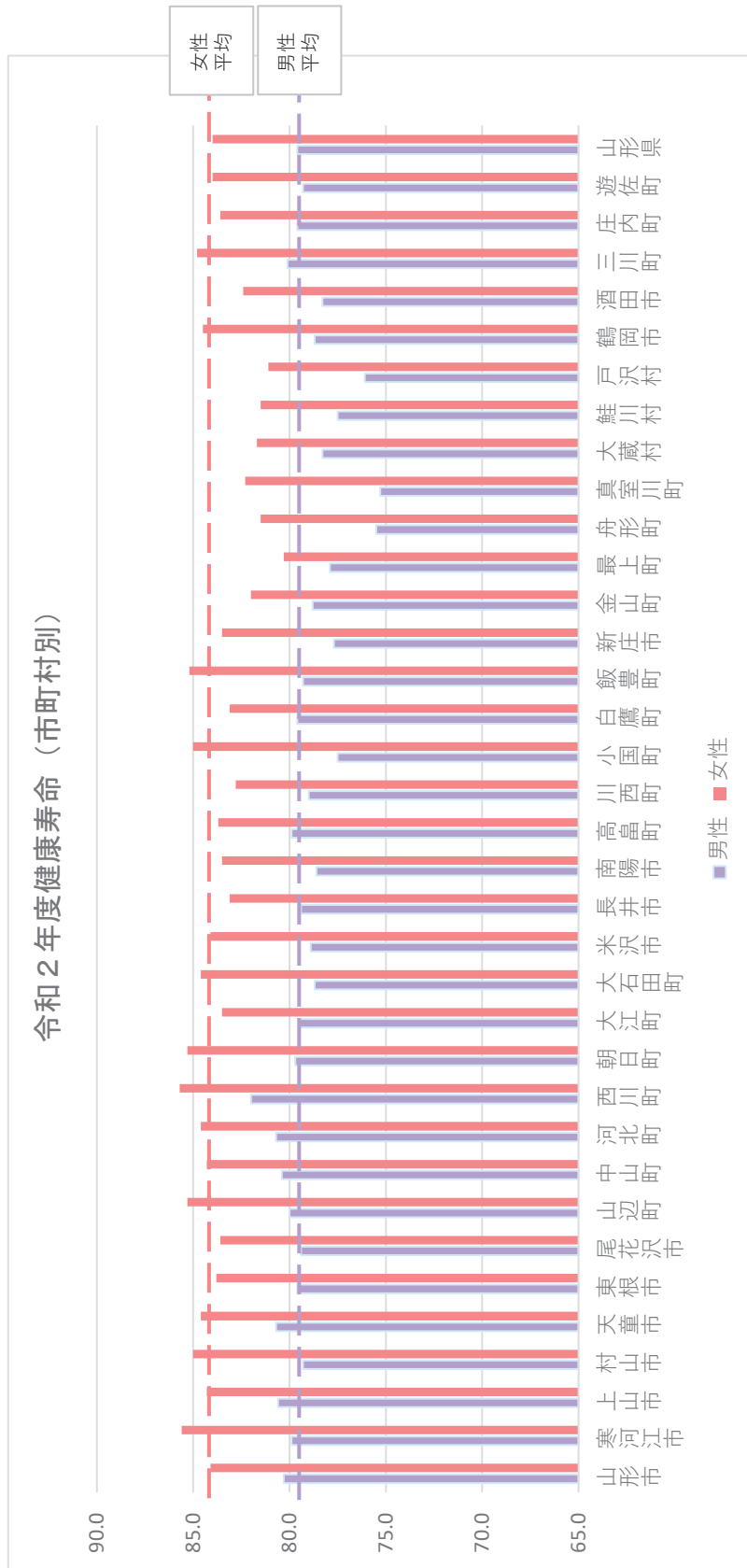
※本資料では、国保データベースシステムを活用しているため、国の統計値と一致しない。

令和2年度 平均寿命・健康寿命等（市町村別）

市町村名	平均寿命（R02）		健康寿命（R02）		不健康期間（R02）	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
山形市	81.8	87.4	80.3	84.1	1.5	3.3
寒河江市	81.5	89.3	79.9	85.6	1.6	3.7
上山市	82.1	87.7	80.6	84.3	1.5	3.4
村山市	81.2	88.9	79.3	85.0	1.9	3.9
天童市	82.1	87.6	80.7	84.6	1.4	3.0
東根市	81.0	87.1	79.6	83.8	1.4	3.3
尾花沢市	80.8	87.3	79.4	83.6	1.4	3.7
山辺町	81.7	88.6	80.0	85.3	1.7	3.3
中山町	81.7	87.1	80.4	84.3	1.3	2.8
河北町	82.1	88.2	80.7	84.6	1.4	3.6
西川町	83.8	88.4	82.0	85.7	1.8	2.7
朝日町	81.2	88.4	79.7	85.3	1.5	3.1
大江町	80.9	86.3	79.5	83.5	1.4	2.8
大石田町	80.1	88.9	78.7	84.6	1.4	4.3
米沢市	80.4	87.1	78.9	84.1	1.5	3.0
長井市	80.9	85.7	79.4	83.1	1.5	2.6
南陽市	79.7	86.4	78.6	83.5	1.1	2.9
高畠町	81.4	87.1	79.9	83.7	1.5	3.4
川西町	80.3	85.5	79.0	82.8	1.3	2.7
小国町	78.7	88.0	77.5	85.0	1.2	3.0
白鷹町	80.7	85.6	79.6	83.1	1.1	2.5
飯豊町	80.3	88.3	79.3	85.2	1.0	3.1
新庄市	79.1	86.8	77.7	83.5	1.4	3.3
金山町	80.6	85.3	78.8	82.0	1.8	3.3
最上町	79.1	83.6	77.9	80.3	1.2	3.3
舟形町	76.4	83.8	75.5	81.5	0.9	2.3
真室川町	76.6	85.2	75.3	82.3	1.3	2.9
大蔵村	79.8	83.9	78.3	81.7	1.5	2.2
鮭川村	79.4	84.4	77.5	81.5	1.9	2.9
戸沢村	77.6	84.1	76.1	81.1	1.5	3.0
鶴岡市	80.3	87.8	78.7	84.5	1.6	3.3
酒田市	80.0	85.8	78.3	82.4	1.7	3.4
三川町	81.5	87.7	80.1	84.8	1.4	2.9
庄内町	81.1	87.0	79.6	83.6	1.5	3.4
遊佐町	80.7	86.8	79.3	84.0	1.4	2.8
山形県	81.1	87.2	79.6	84.0	1.5	3.2

※国保データベースシステムより抽出

令和2年度健康寿命（市町村別）



出典：国保データベースシステムより抽出

5. 北海道・東北地方の医療費・保険料・保険料収納率比較

高齢者に関する各種指標

① 高齢化率(令和3年1月1日現在)

65歳以上人口の割合 **33.6%** 全国平均 28.2% (全国5位、ブロック2位)

75歳以上人口の割合 **17.7%** 全国平均 14.5% (全国5位、ブロック2位)

(参考) 65歳以上人口及び75歳以上人口の割合が最も高いのは秋田県(36.5%、19.5%)となっている。

(出所) 総務省「【総計】令和2年住民基本台帳年齢階級別人口(都道府県別)」

② 一人当たり医療費の順位(4月診療分から3月診療分までの1年間分)

(単位:円)

平成30年度			令和元年度			令和2年度		
順位	都道府県	医療費	順位	都道府県	医療費	順位	都道府県	医療費
5	北海道	1,081,435	5	北海道	1,093,043	7	北海道	1,050,207
37	宮城県	829,327	37	宮城県	842,538	35	宮城県	822,992
38	山形県	827,806	38	山形県	842,388	37	山形県	815,223
39	福島県	827,142	39	福島県	838,093	41	福島県	807,279
42	青森県	818,657	42	青森県	825,444	42	青森県	803,938
45	秋田県	795,289	45	秋田県	810,635	43	秋田県	798,768
46	岩手県	759,398	46	岩手県	769,493	46	岩手県	753,122
—	全国平均	932,054	—	全国平均	944,656	—	全国平均	912,746

(参考)

1	高知県	1,170,026	1	高知県	1,179,597	1	高知県	1,153,840
47	新潟県	752,116	47	新潟県	763,496	47	新潟県	741,281

資料: 国保・後期高齢者医療 医療費速報(国民健康保険中央会)

※医療費は、入院、入院外、歯科、調剤、食事・生活療養、訪問看護の総額

③一人当たり保険料の順位

平成 28－29 年度			平成 30－31 年度			令和 2－3 年度（見込）		
順位	都道府県	月額平均 保険料額 (円)	順位	都道府県	月額平均 保険料額 (円)	順位	都道府県	月額平均 保険料額 (円)
15	北海道	5,353	18	北海道	5,578	16	北海道	5,983
23	宮城県	4,987	28	宮城県	5,100	29	宮城県	5,396
40	福島県	4,133	40	福島県	4,372	40	福島県	4,817
43	山形県	3,797	43	山形県	3,995	44	山形県	4,482
45	岩手県	3,403	45	岩手県	3,699	45	青森県	4,245
46	青森県	3,304	46	青森県	3,524	46	岩手県	3,960
47	秋田県	3,193	47	秋田県	3,485	47	秋田県	3,944
—	全国平均	5,785	—	全国平均	5,958	—	全国平均	6,397

(参考)

1	東京都	8,107	1	東京都	8,265	1	東京都	8,421
47	秋田県	3,193	47	秋田県	3,485	47	秋田県	3,944

資料：後期高齢者医療制度の令和 2・3 年度の保険料率(令和 2 年 4 月 17 日厚生労働省保険局報道発表資料)

④保険料収納率の順位

(単位：%)

平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
順位	都道府県	全 体	順位	都道府県	全 体	順位	都道府県	全 体
8	岩手県	99.57	7	岩手県	99.63	1	岩手県	99.72
15	山形県	99.53	13	秋田県	99.57	12	秋田県	99.59
17	秋田県	99.52	14	山形県	99.57	17	山形県	99.57
27	北海道	99.43	27	福島県	99.47	25	北海道	99.49
29	福島県	99.41	31	北海道	99.45	30	宮城県	99.46
30	宮城県	99.41	33	宮城県	99.41	32	福島県	99.43
38	青森県	99.32	44	青森県	99.28	36	青森県	99.37
—	全国平均	99.36	—	全国平均	99.40	—	全国平均	99.40

(参考)

1	島根県	99.74	1	島根県	99.79	1	岩手県	99.72
47	東京都	98.91	47	東京都	98.97	47	東京都	98.95

資料：令和元年度後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況について（令和 3 年 7 月 16 日厚生労働省保険局報道発表資料）

令和 3 年 1 2 月 9 日
山形県後期高齢者医療広域連合

山形県後期高齢者医療広域連合
第 2 期保健事業実施計画 中間評価

令和 3 年 7 月

山形県後期高齢者医療広域連合

《 目 次 》

第Ⅰ章 第2期保健事業実施計画の基本的事項

- 1 保健事業実施計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第2期実施計画の期間と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 第2期実施計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 第2期実施計画の実施体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第Ⅱ章 山形県の高齢者を取り巻く現状

- 1 人口及び被保険者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 健康寿命の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 医療費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第Ⅲ章 中間評価

- 1 中間評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 中間評価の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 中間評価の評価方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 中間評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ア) 健康診査事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - イ) 歯周疾患検診事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ウ) 後発医薬品にかかる数量シェア・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - エ) 重複・頻回受診者等訪問指導事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - オ) 重症化予防等訪問指導事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - カ) 低栄養等予防訪問指導事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - キ) 健康診査受診勧奨事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 中間評価のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第Ⅳ章 計画後期に向けた目標

- 1 計画最終年度に向けた方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 国の施策への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 計画最終年度に向けた数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第 I 章 第 2 期保健事業実施計画の基本的事項

1 保健事業実施計画の目的

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」において、政府は「国民の健康寿命の延伸」を重要な柱に掲げ、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 26 年 3 月 31 日付け厚生労働省告示第 141 号）が示されました。その中で、保険者は、健康・医療情報を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価、改善等を行うこととされました。

そのため、山形県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）は、平成 27 年 3 月に保健事業実施計画（以下、「第 1 期実施計画」という。）を策定し、3 年間の保健事業を推進してきました。

また、平成 30 年 3 月に第 1 期実施計画に基づく保健事業の評価を行い、第 2 期保健事業実施計画（以下、「第 2 期実施計画」という。）を策定し、生活習慣病等の発症やその重症化予防、高齢者の特性を踏まえ健康の保持増進と心身機能低下防止を図るための効果的かつ効率的な保健事業を展開しています。

第 2 期実施計画では、計画期間を令和 5 年度までの 6 年間と定め、保健事業の実施状況の確認及び評価、見直しを行いながら、最終年度に向けた取り組みを推進していくものです。

2 第2期実施計画の期間と評価

第2期実施計画は、「第7次山形県保健医療計画」及び「第3期山形県医療費適正化計画」との整合性を図る観点から、計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間とし、計画期間中の評価等を次のとおり定めました。

(1) 計画の期間

平成27～29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～
第1期 保健事業実施計画							
	第2期 保健事業実施計画						
						第3期 保健事業実施計画	
	中間評価対象期間		中間評価 ・見直し				

(2) 計画の評価

実施事業の評価 (毎年度)	実施した事業ごとに計画の趣旨を踏まえた目標指標をそれぞれ設定し、目標とする数値について毎年度評価を行います。
中間評価 (令和2年度を目途)	実施計画期間3年目となる令和2年度を目途に、計画全体の進捗確認及びアウトカム評価による中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。
最終評価 (令和5年度)	実施計画期間の最終年度となる令和5年度に第3期実施計画を視野に入れながら計画全体の評価を行います。

3 第2期実施計画の目標

第2期実施計画では、第1期実施計画に基づく保健事業の評価及びレセプトデータ分析を基に各種課題から、中長期目標を定め、中期的目標を達成するための短期的目標として、具体的な事業を実施することとしました。

長期的目標

(広域連合の特性を踏まえ、計画期間によらず当面取り組むべき目標)

- ・生活習慣病全般の重症化予防
- ・糖尿病性腎症の重症化予防
- ・脳梗塞等、循環器系疾患にかかる重症化予防
- ・被保険者における受診行動の適正化
- ・健診有所見者の医療機関受診勧奨
- ・健康状態不明者の現状把握
- ・健康寿命延伸のための被保険者に対する低栄養・虚弱防止対策
- ・後発医薬品の数量シェア上昇
- ・介護保険制度及び地域包括ケアシステムとの連携

中期的目標

(長期的目標を達成するため、計画期間満了までに取り組むべき目標)

- ・糖尿病性腎症重症化予防指導事業の取り組み
- ・脳梗塞等発症予防指導事業の取り組み
- ・重複投薬等予防指導事業の取り組み
- ・低栄養等予防指導事業の取り組み
- ・健康寿命延伸にかかる情報発信の充実

短期的目標

(中期的目標を達成するための具体的な事業等)

- ・健康診査事業
- ・歯周疾患検診事業
- ・後発医薬品にかかる数量シェア上昇
- ・重複・頻回受診者等訪問指導事業
- ・重症化予防等訪問指導事業
- ・低栄養予防訪問指導事業
- ・健康診査勧奨通知発送事業

4 第2期実施計画の実施体制等

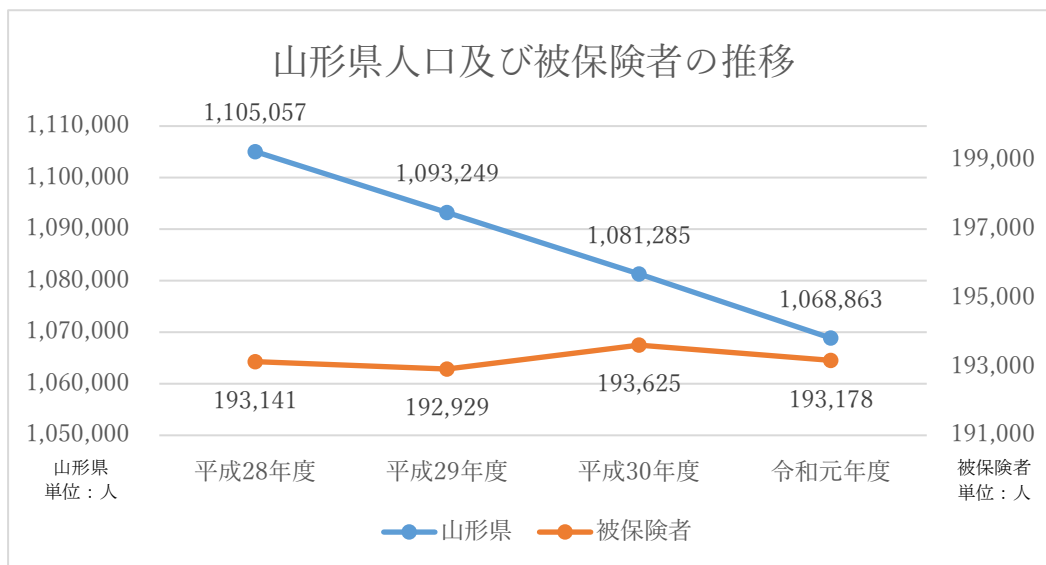
第2期実施計画に基づく保健事業の実施、評価、見直しの一連のプロセスについては、広域連合が主体となって行います。

また、本実施計画の実効性を高めるため、事業実施の中心となる市町村と緊密に連携しながら事業の推進を図ります。さらに、外部有識者等の意見を聴取し事業を実施します。

第Ⅱ章 山形県の高齢者を取り巻く現状

1 人口及び被保険者の推移

山形県の人口は、第2期実施計画策定の基礎となった平成28年度は、1,105,057人でしたが、令和元年度は1,068,863人で36,194人減少（▲3.28%）しています。一方、山形県後期高齢者医療制度被保険者（以下、「被保険者」という。）は、平成28年度の193,141人に対し令和元年度は、193,178人で、37人増加(0.02%)しており、人口に占める割合が高まっています。

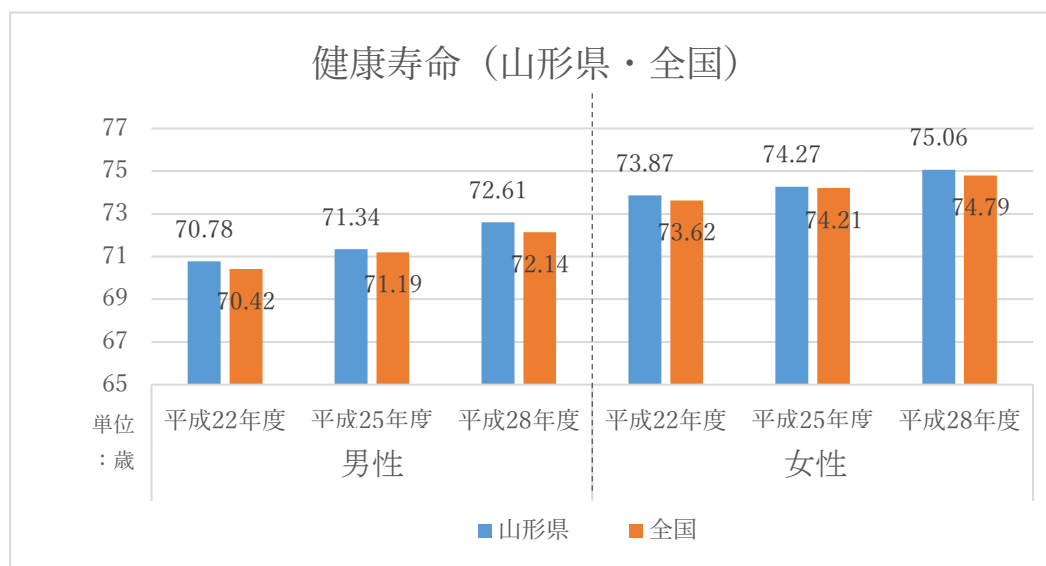


出典：山形県統計資料「山形県の人口と世帯数」

2 健康寿命の推移

健康寿命※は、男女ともに年々向上しています。健康寿命の最新データ（平成28年度）では、男性は山形県が72.61歳、全国は72.14歳となっており、女性は山形県が75.06歳、全国は74.79歳となっています。山形県は男女ともに全国を上回っており、また、全国と同様に女性が男性を上回っています。

※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。



出典：厚生労働省科学研究 公表値

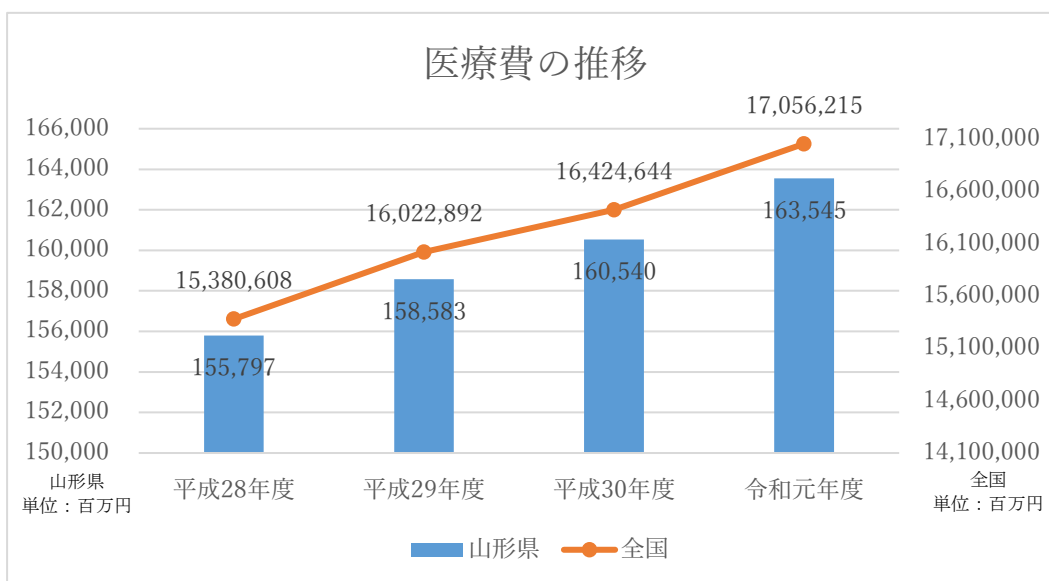
3 医療費の推移

被保険者の医療費総額※は、年々増加しており、平成28年度は155,797百万円でしたが、令和元年度には163,545百万円となっており、7,748百万円の増加(4.97%)となっています。

また、1人当たりの医療費は、平成28年度の806,651円に対し、令和元年度には846,603円と39,952円増加(4.95%)していますが、全国値よりも下回っています。

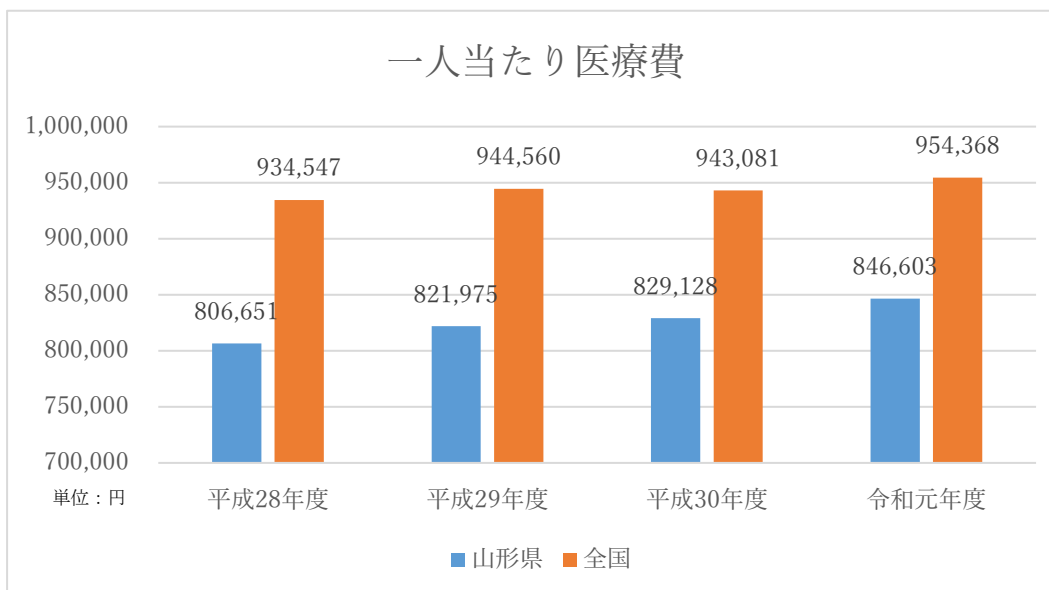
※医療費総額：医科、歯科、調剤、訪問看護、その他療養費に係る費用の総額。

医療費総額



出典：後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）、後期高齢者医療事業状況報告書（年報：確報）、後期高齢者医療毎月事業状況報告（事業月報）総括表（速報値）

1人当たりの医療費



出典：後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）、後期高齢者医療事業状況報告書（年報：確報）、後期高齢者医療毎月事業状況報告（事業月報）総括表（速報値）

第三章 中間評価

1 中間評価の目的

第2期実施計画では、計画期間の中間年度である令和2年度を目途に計画全体の進捗確認及びアウトカム指標による中間評価を実施し、必要に応じて見直しを行い、翌年度以降の計画後期の事業内容に反映することとします。

2 中間評価の対象期間

第2期実施計画は、各短期的目標に係る数値目標を設定する際、平成28年度の実績値を基準（ベースライン）としており、中間評価では、実績収集できる直近の令和元年度までの期間を中間評価の対象期間とします。

3 中間評価の評価方法等

評価は、国保データベースシステム（KDB）等を活用し、数値目標の達成度を用いて行います。また、健康診査の結果と合わせ、具体的な数値を蓄積し経年的に分析・評価を行い、令和5年度の最終年度に向け、必要な見直しを行います。

評価にあたっては、実施主体である広域連合で数値等を取りまとめ、評価案を外部有識者（山形県長寿医療懇談会、山形県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会（以下、「支援・評価委員会」という。））及び市町村（連絡調整会議、保健事業部会）から意見を聴取します。数値目標の達成度は、以下の評価基準を用いて行います。なお、評価基準は、国のガイドラインを基に支援・評価委員会からの意見、指導を踏まえ作成します。

評価基準

A	目標達成（最新値が数値目標を達成している）
B	改善（数値目標には達していないが最新値が改善している）
C	変わらない（数値目標の達成は難しいがある程度の効果は見られる）
D	悪化している（数値目標の達成が困難な状況）
E	評価困難（数値目標が未設定及び実績数値が不明）

4 中間評価

中間評価にあたっては、短期的目標の事業ごとの評価案について、山形県長寿医療懇談会（令和2年11月4日開催）、保健事業部会（令和2年11月5日、令和3年6月17日開催）及び支援・評価委員会（令和3年3月1日開催）の意見を聴取し、次のとおり評価を行いました。

ア) 健康診査事業

○事業内容：生活習慣病の予防や疾病の早期発見により、被保険者の健康の保持増進を図るため、集団健診や個別健診など市町村の実情に合った方法で実施しました。（市町村への委託事業）

○令和元年度実数：対象者数 178,041 人 / 受診者数 40,808 人

○目標指標：健康診査受診率（%）

○実績：

	第1期実施計画		第2期実施計画	
	平成28年度 ベースライン	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値（受診率）	22.00%	22.00%	22.00%	22.00%
実績値（受診率）	20.91%	21.37%	22.11%	22.92%
伸び率 （前年度比：ポイント）	—	0.46	0.74	0.81

○評価：A（目標達成：最新値が数値目標を達成している）

○成果・要因：市町村の実情に合った方法での実施や啓発活動、広域連合によるテレビCM放送等の制度広報周知事業を年間を通して実施したことにより、健診の重要性の理解が高まり数値目標に達しています。

○事業の方向性：市町村及び医療関係団体等と協力し周知啓発を継続して実施するとともに、効果的な健診方法を市町村と検討するなど、さらなる受診率の向上を目指します。

イ) 歯周疾患検診事業

○事業内容：歯周疾患の早期発見と口腔機能低下等の予防を図り、被保険者の健康保持増進を図るため、山形県歯科医師会に委託して実施しました。対象者は、実施年度の前年度に75歳を迎えた被保険者となりました。

○令和元年度実数：対象者数 7,462 人 / 受診者数 833 人

○目標指標：検診受診率 (%)

○実績：

	第1期実施計画		第2期実施計画	
	平成28年度 ベースライン	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値 (受診率)	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%
実績値 (受診率)	9.29%	10.05%	10.33%	11.16%
伸び率 (前年度比:ポイント)	—	0.76	0.28	0.83

○評価：B (改善：数値目標には達していないが最新値が改善している)

○成果・要因：歯周疾患検診の認知度がまだ低く、検診の重要性が十分に理解されていないため、数値目標には達していないが、対象者へ受診を促す文書の送付やテレビCM等の効果により受診率は徐々に向上しています。

○事業の方向性：広域連合のホームページやパンフレット、テレビCM放送等による周知啓発を継続して実施するとともに、市町村の広報紙等へ複数回の掲載依頼等、周知啓発方法の工夫など、受診率の向上を目指します。

ウ) 後発医薬品にかかる数量シェア（ジェネリック医薬品利用促進事業）

○事業内容：先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品（ジェネリック医薬品）を普及させることで、被保険者の医療費の負担軽減を図ります。後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の自己負担額の軽減が見込まれる被保険者 12,616 人に対し、自己負担額の差額に関する通知を令和元年 8 月に送付しました。また、被保険者証更新時に医療機関に提示する「後発医薬品カード」を配布しました。

○目標指標：数量シェア（%）（後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更割合）

○実績：

	第 1 期実施計画		第 2 期実施計画	
	平成 28 年度 ベースライン	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値 (数量シェア： 後発医薬品への変更割合)	60.00%	60.00%	80.00%	80.00%
実績値 (数量シェア： 後発医薬品への変更割合)	70.50%	72.40%	77.00%	81.30%
伸び率 (前年度比：ポイント)	—	1.90	4.60	4.30

出典：厚生労働省 保険者別の後発医薬品の使用割合（毎年度公表）

○評価：A（目標達成：最新値が数値目標を達成している）

○成果・要因：広域連合のパンフレットへの掲載や差額に関する通知の継続実施及び「後発医薬品カード」を配布したことにより、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の認知度が向上し数値目標に達しています。

○事業の方向性：被保険者の医療費の負担軽減のため、周知啓発活動や差額に関する通知の送付等を引き続き推進し、さらなる数量シェアの向上を目指します。

エ) 重複・頻回受診者等訪問指導事業

○事業内容：重複・頻回受診行動が見られる被保険者に対し、訪問指導を行うことにより被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図ります。対象者に対し、適正な受診行動となるよう市町村の保健師等の専門職が健康相談を兼ねた訪問指導を実施しました。重複受診の対象者は、同一疾病での受診医療機関が1か月に3箇所以上ある被保険者、頻回受診の対象者は、同一医療機関で15回以上の受診が3か月以上続く被保険者としました。

○令和元年度実数：対象者数 122 人 / 訪問指導実施者数 20 人 / 改善者数 16 人

○目標指標：①訪問指導の実施割合 (%) ②訪問指導後の改善割合 (%)
③訪問指導後の効果額 (円/月)

○実績：

	第1期実施計画		第2期実施計画	
	平成28年度 ベースライン	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値				
①訪問指導の実施割合 (%)	—	—	①50.00%以上	①50.00%以上
②訪問指導後の改善割合 (%)			②50.00%以上	②50.00%以上
③訪問指導後の効果額(円/月)			③40,000円以上	③40,000円以上
実績値				
①訪問指導の実施割合 (%)	①14.94%	①15.38%	①11.36%	①16.39%
②訪問指導後の改善割合 (%)	②52.17%	②90.91%	②86.67%	②80.00%
③訪問指導後の効果額(円/月)	③42,947円	③25,954円	③31,668円	③19,846円
伸び率 (前年度比：ポイント)	—	① 0.44 ②38.74 ③—	①-4.02 ②-4.24 ③—	① 5.03 ②-6.67 ③—

○評価：C (変わらない:数値目標の達成は難しいがある程度の効果は見られる)

○成果・要因：①について、市町村からのアプローチを行ったが、被保険者から事業に対する理解が得られないなど、訪問指導に繋がらず、数値目標が未達成となっています。②については、訪問指導を実施した対象者が適正な受診行動の重要性を理解し受診行動が改善したため数値目標に達しています。③については、対象者の受診状況の改善内容や指導前の医療費の多寡により効果額が増減するため未達成となっています。

○事業の方向性：重複・頻回に関する受診行動改善の重要性を対象者に分かりやすく説明するなど、受診行動改善に繋がる対策を実施し、実施割合や改善割合の向上を目指します。さらに、コロナ禍及び特殊詐欺等の影響により訪問指導の実施が難しくなっており、状況に応じて他の支援方法も検討していきます。

オ) 重症化予防等訪問指導事業

○事業内容：心身機能の低下や生活習慣病が疑われる被保険者に対し、訪問指導を行うことにより重症化等を予防し、健康保持増進及び医療費の適正化を図ります。対象者に対し、市町村の保健師等の専門職が訪問指導を実施しました。対象者は、前年度の健康診査の健診結果において、血圧や血糖等の特定の基準に1つ以上該当する被保険者のうち、医療機関を受診していない被保険者としました。

○令和元年度実数：対象者数 111 人 / 訪問指導実施者数 37 人 / 受診者数 4 人

○目標指標：①訪問指導の実施割合(%) ②訪問指導後の受診割合(%)※

(※訪問指導後3か月以内に対象となる症状に関し医療機関を受診した割合)

○実績：

	第1期実施計画		第2期実施計画	
	平成28年度 ベースライン	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値 ①訪問指導の実施割合(%) ②訪問指導後の受診割合(%)	—	—	①20.00%以上 ②30.00%以上	①20.00%以上 ②30.00%以上
実績値 ①訪問指導の実施割合(%) ②訪問指導後の受診割合(%)	①18.63% ②21.05%	①35.58% ②24.32%	①25.84% ②17.39%	①33.33% ②10.81%
伸び率 (前年度比：ポイント)	—	①16.95 ② 3.27	①-9.74 ②-6.93	① 7.49 ②-6.58

○評価：B（改善：数値目標には達していないが最新値が改善している）

○成果・要因：①について、市町村のアプローチにより実施者数は増えていきます。しかし、訪問指導を実施した対象者の多くが健診後の精密検査の重要性を十分に理解されておらず、②のとおり医療機関での受診に繋がらないため未達成となっています。

○事業の方向性：健康診査受診後の精密検査の重要性を対象者に分かりやすく説明するなど、医療機関への受診に繋がる対策を実施し、実施割合や受診割合の向上を目指します。さらに、コロナ禍及び特殊詐欺等の影響により訪問指導の実施が難しくなっており、状況に応じて他の支援方法も検討していきます。

カ) 低栄養等予防訪問指導事業

○事業内容：低栄養状態等が疑われる被保険者に対し、訪問指導を行うことにより低栄養状態を改善し、心身機能の低下を防ぎ、被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図ります。対象者に対し、市町村の保健師等もしくは民間事業者の専門職が訪問指導を実施しました。対象者は、前年度のBMIが18.5未満で、健康診査における体重が5%以上減少した被保険者としました。

○令和元年度実数：対象者数 438 人 / 訪問指導実施者数 74 人 / 電話による継続支援者数 47 人 / 改善者数 42 人

○目標指標：①訪問指導の実施割合 (%) ②訪問指導後の改善割合 (%)

○実績：

	第1期実施計画		第2期実施計画	
	平成28年度 ベースライン	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値 ①訪問指導の実施割合 (%) ②訪問指導後の改善割合 (%)	—	—	①20.00% ②90.00%	①20.00% ②90.00%
実績値 ①訪問指導の実施割合 (%) ②訪問指導後の改善割合 (%)	—	—	①16.49% ②86.49%	①16.89% ②89.36%
伸び率 (前年度比：ポイント)	—	—	—	① 0.50 ② 2.87

○評価：B（改善：数値目標には達していないが最新値が改善している）

○成果・要因：平成30年度から新規事業として実施しました。①については、対象者の多くが低栄養予防の重要性を十分に理解されておらず、実施者数は小幅な伸びとなりました。②については、訪問指導を実施した対象者が重要性を理解し、生活習慣の見直しに繋がり、改善割合が向上しています。

○事業の方向性：低栄養等を予防することの重要性を対象者に分かりやすく説明するなど、生活習慣の改善に繋がる対策を実施し、実施割合や改善割合の向上を目指します。さらに、コロナ禍及び特殊詐欺等の影響により訪問指導の実施が難しくなっており、状況に応じて他の支援方法も検討していきます。

キ) 健康診査受診勧奨事業

○事業内容：一定期間の受診履歴のない被保険者に対し、健康診査を受診するよう勧奨を行い、生活習慣病の予防や疾病の早期発見等、被保険者の健康保持増進を図ります。対象者は、前年度に健康診査を受診しておらず、医科・歯科等の受診履歴のない80歳未満の被保険者とし、健康診査を受診するよう勧奨通知を送付しました。

○令和元年度実数：対象者数 963 人 / 勧奨通知後の健診受診者数 35 人

○目標指標：対象者の翌年度の健診受診率を前年度比プラス 0.5%

○実績：

	第1期実施計画		第2期実施計画	
	平成28年度 ベースライン	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値 対象者の翌年度の健診 受診率 (%)	—	前年度比 +0.5%	前年度比 +0.5%	前年度比 +0.5%
実績値 対象者の翌年度の健診 受診率 (%)	2.49%	2.88%	2.49%	3.63%
伸び率 (前年度比:ポイント)	—	0.39	△0.39	1.14

○評価：A（目標達成：最新値が数値目標を達成している）

○成果・要因：継続して勧奨通知を実施したことにより、健康診査受診の目的や重要性についての理解が得られ、対象者の翌年度の健康診査受診率向上に繋がり数値目標に達しています。

○事業の方向性：勧奨通知を引き続き対象者に送付し、市町村と連携を強化し周知啓発を図り、さらなる健診受診率の向上を目指します。

5 中間評価のまとめ

計画全体の進捗状況としては、第2期実施計画の短期的目標に定める事業を着実に実施しています。また、アウトカム評価としては、短期的目標の実施事業等の数値目標に対し、数値目標に達していない事業はあるものの、数値目標が達成又は改善している事業が大半を占めています。このことから、総合的には、概ね計画のとおり遂行されています。

第Ⅳ章 計画後期に向けた目標

1 計画最終年度に向けた方向性

第2期実施計画において、前章の評価を踏まえ、長中期目標は計画後期においても継続して取り組みます。

また、短期的目標及び数値目標については、中間評価を踏まえ、令和5年度の第2期実施計画最終年度までの目標を改めて定め、その目標の達成に向けて市町村及び医療関係団体等と連携・協力し保健事業を推進します。

2 国の施策への対応

国では、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正（令和元年度法律第9号 令和2年4月1日施行）及び、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン（令和元年10月第2版公表）に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に関する内容を盛り込み、これまで75歳を境にそれぞれ実施してきた国民健康保険と後期高齢者医療の保健事業を切れ目なく実施し、介護保険の地域支援事業と一体的に実施することが示されました。

そのため、広域連合は、第2期実施計画の長中期目標に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を追加し、市町村と連携を図りながら保健事業を推進します。

3 計画最終年度に向けた数値目標

計画最終年度に向けた数値目標については、第2期実施計画の中間評価を基に、次のとおり設定し、数値目標の達成に向け保健事業を推進していきます。

項目	目標 (年度)	指 標	数値目標 (令和5年度)	実績値 (令和元年度)
健康診査事業		受診率(%)	25%以上	22.92%
健康診査受診勧奨事業		対象者の翌年度の健診受診率(%)	5.0%以上	3.63%
歯周疾患検診事業		受診率(%)	15%以上	11.16%
重複・頻回受診者等訪問指導事業		①訪問指導の実施割合(%) ②訪問指導後の改善割合(%)	①50%以上 ②85%以上	①16.39% ②80.00%
重症化予防等訪問指導事業		①訪問指導の実施割合(%) ②訪問指導後の受診割合(%)	①40%以上 ②30%以上	①33.33% ②10.81%
低栄養等予防訪問指導事業		①訪問指導の実施割合(%) ②訪問指導後の改善割合(%)	①20%以上 ②90%以上	①16.89% ②89.36%
後発医薬品係る数量シェア (ジェネリック医薬品利用促進事業)		数量シェア(%) (後発医薬品への変更割合)	82%以上	81.30%
高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施事業		実施市町村数	25市町村以上	— (令和2年度新規事業)

資料 3

令和 3 年 1 2 月 9 日
山形県後期高齢者医療広域連合

令和 4 ・ 5 年度の保険料率算定について

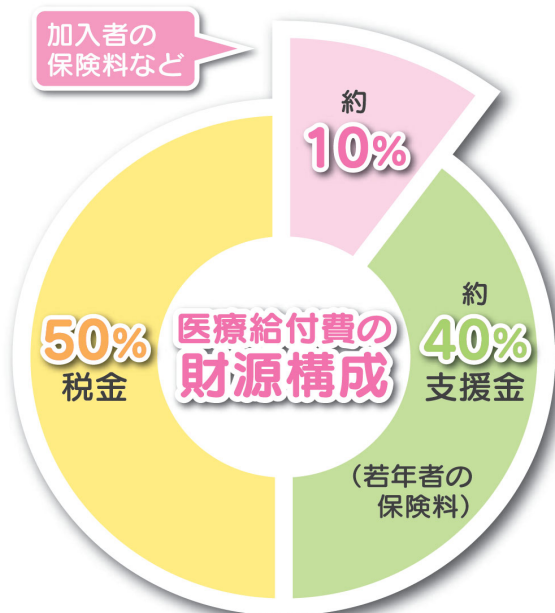
1. 保険料率の算定にあたって

後期高齢者医療保険料率の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担の明確化を図るため、医療給付費の約1割を保険料で負担するものとされている。

保険料は、被保険者の負担能力に応じた「所得割」と、受益に応じて等しく賦課される「均等割」から構成され、広域連合内均一保険料とし、個人単位で賦課される。

この保険料を算出するための保険料率である「均等割額」と「所得割率」は、それぞれの広域連合で定めることとされており、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものとするよう「高齢者の医療の確保に関する法律」第104条第2項及び3項で規定されている。そのため、2年ごとに見直しを行うものである。



2. 新保険料率の算定方法について

(1) 新保険料率の算定方法

令和4・5年度の保険料率は、次の①から④の順で数値を推計し算定する。

①被保険者数の推計

当該年度の被保険者数（75歳以上人口＋障害認定者数－適用除外者（生活保護受給者等））を推計する。（今回は、75歳以上の人口推計にコーホート変化率法を採用）

②歳出額（保険給付費）の推計

①の推計被保険者数を用い、医療給付費と保険料を財源とする事業にかかる経費を推計し、歳出額（保険給付費）を算出する。

③必要保険料の算出

歳出額のうち、現役並み所得者（3割負担）分は保険給付費から後期高齢者負担率（今回は国で予定している11.77%で計算）分を除いた額を若年者の保険料からの支援金とし、被保険者負担1割の方の分は50%が国からの交付金、国・都道府県・市町村の負担金等の公費、残り50%のうち後期高齢者負

担率分を除いた額が支援金となるため、公費と支援金、その他補助金等を歳入額とし、歳出額から歳入額を減じた額を必要保険料とする。

④均等割額・所得割率の算出

③の必要保険料を保険料予定収納率で除したものを賦課総額とし、賦課総額を均等割と所得割に按分し、所得割分に所得係数を乗じて均等割と所得割の比率を算出する。(今回は均等割 60% : 所得割 40%)

また、賦課総額のうち、均等割分を①の被保険者数で除したものが1人当たり均等割額となり、所得割分を旧ただし書き所得総額(個人の総所得から43万円を減じた額の平均×①の被保険者数)で除した割合が所得割率となる。

(2) 山形県後期高齢者医療広域連合の保険料率の推移

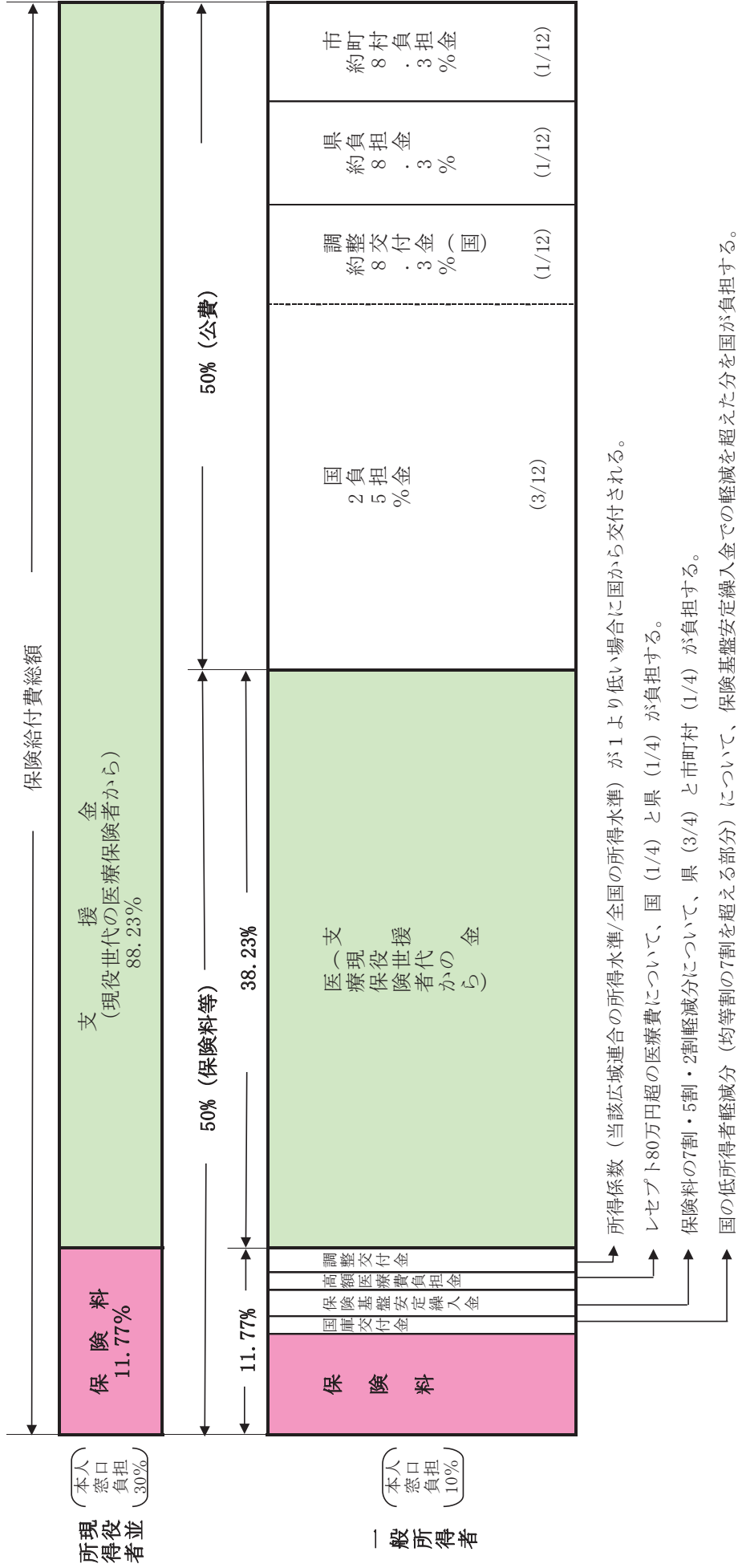
年 度	所得割率	均等割額	保険料額実績 (1人当たり軽減後)	参考 (後期高齢者負担率)
H20年度	6.85%	37,300円	39,372円	10.00%
H21年度			38,782円	
H22年度	7.12%	38,400円	39,999円	10.26%
H23年度			39,862円	
H24年度	7.52%	39,500円	41,936円	10.51%
H25年度			41,321円	
H26年度	7.84%	39,500円	42,186円	10.73%
H27年度			40,755円	
H28年度	8.58%	41,700円	44,478円	10.99%
H29年度			46,655円	
H30年度	8.01%	41,100円	43,897円	11.18%
R1年度			46,220円	
R2年度	8.68%	43,100円	51,206円	11.41%
R3年度			53,237円	

(参考) 令和2・3年度の保険料率全国平均

年 度	所得割率	均等割額	一人当たりの 平均保険料額	参考
R2年度	9.12%	46,987円	76,764円	
R3年度				

※出典：平成2年4月17日付け厚生労働省公表値より

保険給付費の財源構成



3. 保険料率の算定に向けた今後の進め方

保険料率の算定にあたっては、現在国で議論されている「診療報酬改定」や全世代対応型の社会保障制度改革の一環である「後期高齢者の窓口負担割合の見直し（2割負担導入）」、「保険料賦課限度額の見直し」などの制度改正等の影響を勘案し試算する必要があります。（12月末を目途に正式な改正内容が示される見込み。）

被保険者の状況については、近年緩やかに減少傾向で推移していた被保険者数は、「団塊の世代の後期高齢者への移行」が本格化することで、増加していくことが見込まれます。また、医療費については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少していましたが、以前の状況に戻りつつあり、さらに医療の高度化による医療費の増加も見込まれております。

このように、「国の制度改正」や「被保険者の状況」等を踏まえ、保険料の試算を行い、国や県などの関係機関と連絡・調整を図りながら、保険料率の算定を進めていきます。

○令和4・5年度保険料率算定に係る事項

（1）制度改正等の動向

- ①診療報酬改定
- ②後期高齢者の窓口負担割合の見直し（2割負担導入）
- ③保険料賦課限度額の見直し

（2）被保険者の状況

- ①団塊の世代の後期高齢者への移行が本格化
- ②新型コロナウイルス感染症の影響
- ③医療の高度化による医療費の増大

（3）今後の予定

- 令和4・5年度保険料率に係る条例改正
(広域連合議会：令和4年2月定例会)
- 令和4・5年度保険料率の施行予定（令和4年4月1日から施行）